金子尚雄の記録と思想

宇都栄子

一　問題の所在

一八九二（明治二五）年創設の育児施設である上毛孤児院を対象としてとりあげる研究の視点については、既に、拙稿「児童収容施設の形成・展開過程（その1）――上毛孤児院の経営・財政の整備過程について　一八九七（明治三〇）年～一九〇二（明治三五）年――」[1]において述べた。さらに前掲稿に前後して、「児童収容施設と支援する人びと」[2]、「児童収容施設の形成・展開過程（その2）――上毛孤児院と初期の慈善演芸・幻灯会[3]――」、「上毛孤児院発信控　自大正八年一月一五日　至大正九年七月　九日　にみる経営・処遇観[4]」とまとめてきた。

これらの論稿は、明治期の上毛孤児院の経営組織・財政面に焦点をあててとりくんだものである。この面の研究についても未だ不充分であり、継続しての研究が必要である。

本稿では、宮内文作の上毛孤児院創設の企画に賛同して自ら育児主任として、院創設にかかわった金子尚雄についてとりあげる。前掲諸稿でとりあげたテーマは、孤児院における実践を規定する経済的側面、経営組織のあり方という施設存立必須の条件についてであった。本稿では、もう一面の必須条件である実践そのものにかかわる施設従事者である人物（金子尚雄）に焦点をあててみることとした。孤児院における実践を実現する既述した

諸側面の整備にも当然実践者のあり方がかかわるわけで、これらは切り離して考えることはできないが、本稿ではとくに、施設従事者であった実践者に焦点をあてることにした。

四で後述するように、金子尚雄は、上毛孤児院にかかわる以前から孤児院経営をめざしていた青年であった。今日では、社会福祉の仕事に就くことを希望する青年は増えてきている。そして、社会福祉の仕事を将来の希望とする若者があったとしても誰も変人扱いはしないだろう。しかし、明治二〇年代の日本社会においては、孤児院経営は、一般青年の将来希望とは縁遠い存在であった。

なぜ、金子尚雄は、世間一般から見たら〝乞食の親分〟[5]などといわれる孤児院経営者をめざすようになったのであろうか。この頃、ごく一部の青年ではあるが、金子のように孤児救済をめざす者があり、石井十次の岡山孤児院をはじめとして、いくつかの施設が設立された[6]。金子の孤児院経営をめざすようになる思想の形成過程をさぐることが、ひいては、こうした動きの社会的性格をさぐることにつながりはしないかと考えている。

本稿では、金子が孤児院経営をめざすところまでを対象とする。従って、時期的には金子尚雄生年の一八六八(明治元)年から、上毛孤児院創設前の一八九一(明治二四)年頃までのこととなる。この時期の金子によって書かれた記録は、『明治廿二年初浣　隨毫　盍世狂夫』[7]と表書きされた和綴墨書のものしか今のところ目にしていない。この記録の内容は、雑感、手紙の下書等である。この資料は、金子尚雄のこの期の全体像をとらえるには、十分なものとは言い難い。その不十分さを、その後、金子によって書かれた以下の資料によって補いながら、本期の金子尚雄像に迫りたい。

一①「禁酒に就て」

②「明治四十三年五月十四日清心幼稚園に於る母の會に於て演説」(『思ふふしぐ〳〵』所収、社会福祉法人上毛愛

隣社所蔵、明治四三年頃の記述で教会等における説教の下書きではないかと思われる。）

二　「財団法人　上毛孤児院長金子尚雄氏と其事業」（大正十二年七月縣ノ要求ニヨリテ提出　大正十二年七月廿八日　上毛孤児院職員吉村静一郎誌す）（『施設一覧表綴　故人宮内翁金子翁　藤巻　履歴その他　財団法人　上毛愛隣社』所収、　社会福祉法人上毛愛隣社所蔵）

三　「昭和七年四月十八日市役所ヨリノ照会ニ係ル、回答文案」（『漫録　孤友生』金子尚一氏所蔵　所収　昭和七年から十年までの弔辞　講演等の下書き）

四　「金子院長と其事業　その1　抜粋」（大正六年頃の記述、白川日出男稿『上毛孤児院の成立展開過程――明治期のプロテスタントによる児童保護事業の消長とのかかわりあいにおいて』（東京教育大学教育学部特殊教育学科昭和四二年度卒業論文および、『上毛愛隣社八十年史』に抜粋されているが、現物を今のところ目にしていないので、ここでは抜粋を参考とする。）

以下、以上四資料の引用にあたっては、資料一によればという形式で引用する。

二　『明治廿二年初浣　隨毫　盍世狂夫』について

本資料は、金子尚雄によって、一八八九（明治二二）年七月頃から一八九一（明治二四）年頃に書かれた雑感、手紙の下書き等を綴じたものである。明治二二年、金子は、第一師団騎兵隊在隊中の捻挫により東京衛戍病院に入院していた。本資料はこの入院中に書かれたものが多い。この時、金子は、同室の野村喜代治の影響でキリスト教に触れ、退院後入信する。従って本資料は、金子の人生上、大転機の時に記述されたものであり、彼の思想形成上から見て重要な位置を占めるものである。

しかし、本資料は、先行の上毛孤児院研究には取り扱われていない。下書きという性格上、消去、書き加えが多く判読困難な資料である。従って判読できず抜けている部分も多くなったが、記述内容を読み取るには十分であると考え、一部の文書を除き後掲した。

金子の入信前後を知る資料としては、従来、前掲の二、三、四の資料と、『上毛孤児院十年紀』[8]の中の三澤寅之助の「十年紀に際しての所感」が使用されていた。『隨毫』はこれらの資料の間隙を一部埋める役割を果たせるのではないかと思う。

『隨毫』に所収されている文書は二四一から二四三頁掲載の「隨毫所収文書一覧」の通りである。以下、本資料中の文書を引用する場合は文書1によればといった形式で引用することとする。

三　『隨毫』執筆前の金子尚雄

1　金子尚雄の誕生と金子家の人々

資料一の②によれば、金子尚雄は、一八六八（明治元）年一月二八日武州岩槻町在長宮村（現在埼玉県岩槻市大字長宮）に、父雄四郎、母豊子

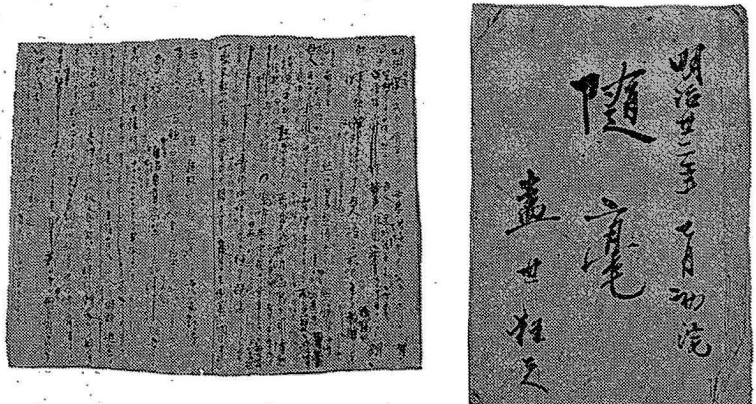

26．不倒翁の一部

『隨毫』所収文書一覧

文書番号	記載年月日	文書名	文書種類	記載内容
1		尻の話	随想	お尻にまつわる随想
2		「あはれむべきみなしご」		
3	22. 7.14	呈す女君	夢の話	衛戍病院入院中の夢で故郷岩槻のお盆祭りと，幼なじみが登場。
4	7.—	澤田の返事	書簡 下書	入院のこと，入院中の楽しみ（知人等からの来簡）について。知人達の近況問いあわせ。
5		再ひの返事	同上	南雄磬嬢宛，基督教にふれ酒と娼妓は罪であると考えるようになったと書いている。
6		呈淺見兄	同上	時候の挨拶と歌。
7		再呈南雄磬嬢	同上	5に対する返書の返書。多少の遊びは交際を広げるうえで必要との返書に対し，酒と女は敵であるとのこと。
8		暑中伺	同上	宛先不明，暑中伺
9		復吾兄	同上	金子淺吉宛。入院加療が長びいている理由，除隊後の目的のために勉学していること，父母や兄吉次郎家族のことを気づかっている。
10	8.—	「野村兄の入院一年の月夜に思ふ」	雑感と和歌	同室の野村喜代治の入院一年を思ふ句に寄せて和歌3首と所感
11	9.—	呈中山氏	書簡	再入院のしらせと，最初の入院中のお見舞御礼
12		病院	随筆	入院中の東京衛戍病院について。

文書番号	記載年月日	文書名	文書種類	記載内容
13		「淺見兄への手紙の下書」	書簡下書	基督教入信のすすめ。
14	22. 中晩秋	呈家兄	同上	入院前の父母，兄に対する不孝を嘆き，今や，罪なる快楽一酒，烟草，虚飾一を断念したこと。父母，一家の洪福への願い。 父に対する禁酒のすすめ。
15	22. 10. 21 過	呈大阿兄	同上	金子吉次郎宛 禁酒，禁煙のすすめ。
16		呈岡崎兄	同上	書き初めでおわっている書簡
17	10. 一	呈三沢兄	同上	三澤寅之助宛。再入院のしらせ，数寄屋橋教会に至り，本郷定次郎と出会ったこと，聖書を繙き誘惑にたちむかっていること等。
18		再呈三澤兄	同上	三澤寅之助宛。同室中の入院者の中から基督教求道者が2，3名与えられたこと。
19		告別ノ辞	挨拶文下書	第一師団騎兵隊員へのお別れのことば。
20	23.	復家厳	書簡下書	父宛。本郷定次郎との共同生活の一端。説教会を開いた父への感謝。
21	23. 5. 23	二日の旅行	随筆	母病気の知らせに帰省することになったこと。この頃の本郷定次郎との共同生活の一端。
22		帰省ノ途上馬車評議	帰省旅行の記録	馬車での帰省の記録。

文書番号	記載年月日	文書名	文書種類	記載内容
23	23.	「石山氏宛書簡」	書簡 下書	当時の基督教関係諸雑誌，新聞等についての問いあわせにこたえたもの。
24	23. 7.一	札幌矯風会員諸氏に告く	書簡 下書	札幌市内の銭湯の混浴の弊習掃蕩の必要について。
25		憶記録		祖父母のこと，金子の幼時の稟性，学校のことなど。
26		不倒翁	所感	不倒翁の如く，明治の青年は，一敗半蹉のことあるも，将来の日本を思って奮起せよとのこと。
27		再ヒ不倒翁ニ就テ	所感	書き出しでおわり，内容までに至らず。
28	24. 9.25 以降	壱銭会設立ノ趣意	趣意書	孤児院事業賛助の為の賛助金＝壱銭会設立の趣意。
29		自殺	所感	
30		陰徳陽報	伝記	宮内文作氏伝の一部

注 1. 整理のため文書番号を附した。
2. 記載年月日については，文書3，21以外は，文書内容からの推定である。
3. 文書名については「 」で囲んだものは，筆者が作成したものである。

の第四子として誕生したと書いてある。[9] 兄や姉があり、後に妹が生まれたということである。しかし、妹は五歳で早世、金子は末子同様に育ったという。長宮村での金子は、以上の家族に加えて、祖父母、父の兄夫婦の遺児四人の合計一三人の大家族の中で育ったようである。家族の他に奉公人もいた。

金子家は「旧幕時代」からの旧家であった。名字帯刀御免の名主として分家子分をかかえていたという。金子が生まれた明治元年の頃は、中興の祖といわれた祖父が、名主をつとめていた。祖父が亡くなった明治三年には、金子の父雄四郎が名主となっている。一八七八(明治一一)年公布の郡区町村編制法の実施に伴ない、翌一八七九(明治一二)年には、八連合組合村の戸長に就任した。[10] さらに、一八八九(明治二二)年には市町村制実施に伴い連合組合村合併の川通村の初代村長となった。[11]

金子尚雄の幼少期の人格形成にかかわりを持ったこれら金子家の人々のうち、その人物像について残された資料から判明する人に限り次にふれたい。

(イ) 祖父について

資料一の②で、祖父について金子は、「私の祖父さんは他から聟に来た者で中興の祖先といわれた人だけに、働きも人の三倍はやる、又ひまさへあれは書物を手にしてゐて俳句をよくしたといふ珍しい人であつたそうでございます。」と述べている。金子の三歳の時には亡くなったわけだから、あまり記憶もないようである。文書25「余カ祖父」には、隠居所にいた祖父の断片的記憶と亡くなった時の記憶が書かれている。祖父が金子にどのような影響を与えたかについては、今のところ不明である。

(ロ) 祖母について

資料一の②によると、祖母について金子は「お祖母さんは家付の娘でどちらかと申せば我儘であったそうてす

か、読み書きは達者で、情け深い人であったそうです。」と述べている。金子が一〇歳の頃、亡くなったようである。文書25の「余カ祖母」によると、金子は祖母に非常に愛されていた様子がわかる。

(ハ) 父雄四郎について

父雄四郎については、公人としての側面にふれた記述が多い。前述したように、名主、戸長、学区取締り、川通村初代村長と歴任、さらに、宮内省の御用掛として江戸川筋の御猟場を監督していた。こうした仕事を四〇年間も勤めたとのことである。

私人としての父の一端を知るものとして、文書14「呈家兄」がある。優しい人であったようで、金子の入院中屢見舞に訪れたらしい。この兄への手紙の一節に「愛深キ嚴君ニハ、尚カ入院中屢車ヲ枉ケテ尚カ病状ヲ慰問セラレタリ。其壯容ヲ拝シ、其慰言ヲ聽ク、頓ニ病苦ヲ忘ルヲ得タリ。感謝何ソ耐ヘシ。」とある。金子の父は、酒を愛飲していた人だったらしい。文書14で、金子は酒害を説き、父に禁酒をすすめてくれるよう、兄に依頼している。

父雄四郎は、母豊子と共に金子尚雄の影響で、後に受洗している。また、父は、上毛孤児院の地方委員[12]を勤め、賛助金を集めて金子の仕事を側面から援助している。

(ニ) 母豊子

金子は、彼が社会事業にかかわる遠因となった人物として母豊子を位置づけている。資料三の「社会事業ニ関係当初ヨリ今日ニ到ル迄ノ概要」には、次のように記述されている。

「私の実家は村一番の素封家でした。母豊子資性温順で倹素でした。窮者を恤み、小作人を賑すの唯一の喜びとしてゐました。私は小学校時代によく米や味噌を持って使にやられたのでした。其時先方で喜むて感謝する

様子か今でも脳裡に刻まれてゐます。〔私が今の社会事業に身を投する様になりました遠因はかゝる母の感化によるものと考へてゐます。〕（注）〔　〕内の部分見え消」

さらに、右の記録を補足するものとして資料一の②の豊子像をみてみる。

「題て母の遺訓を申しますれは、私の母は平凡の一生涯を過した農家の一主婦に過きないのと、又、女今川流の教育を受けたに過きない、旧時代の婦人であったのですから、徳川家康か子孫の為に書き置かれたといふ遺訓などとは違ひ、之れといふ箇条書を遺したわけで無いのです。唯私は単調にして平凡なる一生涯を通じて如何に私の母が婦人らしき婦人であったかといふことを御話するに過きないのです。（中略）

嫁としての母

（略）惣領の息子、即ち私の叔父にあたる人に早く嫁を迎へて孫か四人も出来た処で、不幸にして惣領か死ぬ、嫁も死ぬて譯で拠ろなく次男であった私の父が家督を相續する事となりまして今から丁度五十三年前に年十九で嫁して来たわけでございますが、前申します通り姑に仕へるは勿論、兄のわすれ片身の四人の子供があった其中で人知れぬ気兼苦労をしたものだそうでございますが、長く私の実家で勤めあげた者（召換）の話し聞かせたことを聞いて見るに、母の若かった時の骨折、苦労は並大抵ではなかったそうてございますけれども、一度も姑の機嫌を損したことがなかったそうで、又兄の小供四人に對してもよくしたといふことで、之れは村中の評判であったそうてございます。私は五人兄弟中の下から二番目でしたが、妹は五つの時に脳病でなくなりましたので、矢張り私か末子も同様でございます。それで私の知ってゐる嫁としての母は明治六、七年頃軽い中風にかゝって寝たり起たり三年餘もわつらってなくなった祖母さんに勤て母が何から何迄よく世話をしてゐしことを記憶するに過きません。

妻としての吾母

（略）父の公生涯は殆んと四十年間でございますか、其間に於て母は能く内を守りて子供の教育に努め父をして少しも内顧の憂なからしめたのです。

母の性行

母の性行の中で常に私か思ひ出しては自分の心得としてゐる二三の点を御紹介申上て見たいと存じます。

い　柔順

先刻も一寸申上た様に私の母は姑に對して一度も其機嫌を損した事のなかったといふことは如何に母か柔順であったかといふ第一の証拠です、私が物心付きましてからも未た嘗て一度も父と母とかいさかいをしたのを見たこともありません、はげしき言葉を以て言ひ争ふたといふやうなことを聞いたこともありません。啻に夫れ計ではなく、私共か随分アバレ廻りて板面をしてゐた時代ても大きな声で叱りつけるの、怒鳴りつけるのといふことはなかったのです。又晩年に於ては自分の産みの子供は皆他へ出して母の身にとりて甥に当る兄の惣領へ家督を譲ったのですか、其間に於て何等の衝突もなかったのです。私は時に兄弟共で話すことかあります。母は慥に三従の生涯を送ったのである、即ち幼にしては親に従ひ、嫁して夫に従ひ、老ては子に従ふた柔順の生涯であったといつもそう申すのであります。

ろ　規律

母はチャント規律に従ひ、整頓をよくした人でありました。」

以上の記録等から判断するに、母豊子は、金子尚雄にとって大変重要な存在であり、金子の人生上のキーパーソンの一人であったと言えよう。

豊子は「女今川流」の教育を受けていたということである。往来物の教訓書である『女今川』で得たものを金子はことあるごとに、母から言いきかされて育ったのではないかと思われる。

金子の幼少期、金子をとりまく人々のうち祖父母、父母について見てきた。金子は前掲の資料一の②にあるように、妹亡き後、末っ子同様の存在として、家族の愛に包まれて育ったようである。後に一三歳から一五歳の時に通った漢学塾「鳴和義塾」の学習結果も作用しているとは考えられるが、祖父母、父母の愛に包まれて育まれたせいもあって、文書9、14には、両親に対する孝養の気持ちが、随所に滲み出している。

2　金子尚雄の受けた教育

文書25の「余か就学」によると、金子は、学齢前には村の小学校に通っていたということである。金子の通った長宮小学校は、大光寺という寺を校舎に使い、学制発布の翌年、明治六年三月二二日設置された[13]。明治七年の段階では私立小学校となっている[14]。教員は男二名、生徒は、男七八名、女八名の合計八八名であった。明治八年には公立小学校となり、生徒は、男八一名、女七名、九年には、男九一名女七名と増えてきている[15]。金子が、長宮小学校に通い始めたのは、明治六年の創設の時からであろう。学区取締として就学を督励する立場にあった父が、就学者を一人でも増やす為、学齢前の金子をも通わせたのではなかったかと思われる。

従って初めの頃は、遊びが主で、毎日おやつまでもらったようである。僕（徳三）に負われての通学は一年余でおわり、以後は兄浅吉と共に「自歩して通ふことにな」った。学校は嫌いだったようだが、常に優等の成績で昇級したという[16]。

一八八〇(明治一三)年には、小学校を卒業し、次いで「鳴和義塾」という漢学塾に通うことになった。ここでの教育内容についてふれたものはない。「塾中掲示論告」[17]の写しがあるので次に掲げる。

塾中掲示論告

一　子弟タル者ハ其家ニ在リテハ父兄ノ使令トナルベキニ遊学ノ身トナリ其勤メヲ欠クノミナラズ父兄辛苦シテ貯ヘタル所ノ財用ヲ安坐シテ消費スル者ナレバ壱銭タリトモ尺壁ノ如ク重ンス可キナリ。然ラサレバ父兄ノ恩ヲ忘ルヽ者ト云フ可シ。學問ノ要ハ立身行道ニ在リ。然ルニ財用ヲ節スルコト能ハスシテ終身ノ本トス可キ父兄ノ恩ヲ忘ルヽ者ハ、将来有為ノ人物ト成ヲ得ン哉、能ク之猛省ス可シ。

一　本黌ニ於テ学業ヲ脩メント欲スル者ハ、第一躬行實踐ヲ尚ブ。而ルニ飲酒ハ脩身ノ讎敵ナリ。廉耻ヲ破リ品行ヲ亂スモ、職ラ之ニ由テ故ニ修限年間ハ飲酒ヲ厳禁ス可シ。

一　本黌ノ規約ハ廉耻ヲ尊ビ品行ヲ正フスルヲ以テ主トスル者ナレバ、過厳ナルヿアリテ、生徒或ハ不自由ヲ覺フベシ。然レドモ在塾シテ其規約ニ慣習スルトキハ、自然ニ窮屈ヲ忘レ相互ニ懇親ヲ生シ、却テ樂団ノ思ヒヲナスニ至ル可シ。夫レ事物ノ道理ニ於テ、初メ屈セサレバ、後ニ伸ブル能ハス。最初ヨリ自由ヲナシ且ツ人ノ上ニ立ツヿヲ好ミ、人ニ屈スル事ヲ耻ル者ハ、終身発達ノ期無カル可シ。初学ノ生徒宜ク是ヲ思フ可シ

明治十四年四月

鳴和義塾（金子尚吉之ヲ写ス）

「父兄ノ恩」を忘れてはならないこと、「立身行道」、「廉耻ヲ尊ビ品行ヲ正フス」、そして「将来有為ノ人物ト成」といったことが強調されている。金子の書き残した記録類は、『隨毫』はじめ、漢学の素養を感じさせる。また儒教の影響も強く、父母に対して孝養を尽すこと、家の洪福を考えること、といったことを書いており、こ

の鳴和義塾での教育に影響を受けているのではないかと思う。

一八八二(明治一五)年には、南埼玉郡立粕壁中学校に入学、三年間在籍した。この間の教育についても書かれたものはない。生活面においては、酒を飲むようになり変化がみられたようである。文書7では、酒害を述べるについて、金子自らの履歴にふれている。十五歳頃より酒を飲み習い、十六年頃より放蕩を始めたようである。そして十六歳の時、父の意見に立腹して父の金を持ち出して家出したこともあったようである。文書14の中にも、この頃のことと思われるが、「既往」の「失行」、「父兄ノ思ヲ煩シタル」ことを反省、「世ノ罪ナル快楽ヲ断念」して、酒、烟草、虚飾を断念すると言っている。

いかなる程度の飲酒、放蕩であったのかは定かではない。しかし、金子にとっては「失行」と位置づけるものであったらしい。「目ヲ既往ニ轉シ思ヲ将来ニ馳スレハ、胸騒キ心躍リ感憤自ラ耐ヘス、自己ノ失行ヲ痛悔シテ該然トシテ弟泣シ血涙ノ襟袖ヲ湿スヲ知ラサルナリ」と悔んでいる。

この粕壁中学校時代の「失行」については、前掲の一、二、三、四の資料にはふれられていない。過去を再構成する中で、それほど大きい意味を持たなくなってきたのであろうか。

一八八三(明治一六)年の暮には、士官学校入学を志願したが、体格で落第したと文書7に書いている。翌年には粕壁中学を退学、東京本郷にある高等予備校に入学した。翌一八八五(明治一八)年には、猛勉強のため体をこわし肺病になり廃学している。そして一年余病気療養に専念している。「有為の人」になるための準備をしていた金子にとって、この病気療養は、第一回めの挫折体験ではなかったろうか。

一八八七(明治二〇)年には、健康も回復、壮丁検査の結果甲種合格だったので、直ちに志願して第一師団騎兵第一大隊に入隊している。しかし、入隊後二年目の八九(明治二二)年の三月一七日、上等兵として新兵の騎乗法

教練の時、誤って脚踝を捻挫し、半年余の入院を余儀なくされてしまう。この捻挫による入院は、第二回めの挫折体験であった。

しかし、この入院は、彼のその後の人生を決定する「キリスト教」との出会いを彼にもたらした。

四 『隨毫』執筆期の金子尚雄

1 入院によるキリスト教との出会い

前述したように、一八八九(明治二二)年の三月一七日、金子は脚踝を捻挫した。文書8によると、四月下旬から東京衛戍病院へ入院している。捻挫してから一ケ月半近くたってからの入院ということであるから、悪化したのかもしれない。この入院中、同室の野村喜代治を介して、キリスト教にふれている。憲兵軍曹であった野村は、同僚と撃剣の試合中、脚踝を挫いて入院していた人であった。

入院中、「南雄響嬢」と称されている女性宛に出したと推定される手紙の下書、文書5に、金子は、キリスト教との出会いについてふれている。

「私ハ此度ノ入信ハ一寸考ヘレハ不幸ノ様テスカ、其実ハ後ノ目的上極メテ幸福ナモノテアリマシタ。(略)今年四月初迄私ノ此上モナキ愉快飛切一等ノ楽ミト致シテ居リマシタ酒ト娼妓ハ、却テ眞ノ人ノ此上モナキ罪悪汚レノ極点ト考ヘカツキマシテ、幾年トナク心配シタ心ノ病氣カ爽然ナホリマシタ(略)私ノ深クモ迷ウテ居ツタ迷ノ夢カ覚メタ原因ト云フモノハ、私ノ居リマス此二番室ニ野村ト云フ人カアリマシテ、其人カラ耶蘇基督教ヲ聞キマシタ。夫レテ自分ノ心ニモ感シマシタカラ、其人カラ本ヲ借リテ読ミマシタ。読メハ読ム程益深ク心ニ感

シテ来マシテ、終ニ私ノ迷ノ夢モ覚メ果テヽ、私ヲシテ酒ト烟草ヲハ一生涯口ニ入レス娼妓ヤ何カニハ接シナイト決心サセマシタ。（略）昔ノ金子ト今日ノ金子トハ全ク表裏ノ相違カアル次第テス」

右の文書は金子が、野村から聖書を借りて読むうちに、次第にこれまでの自らの生活を振りかえり、飲酒と娼妓買いを楽しみとしていたことを罪悪ととらえるようになったことが記されている。飲酒、喫煙、娼妓買いは、一生涯行わないと決心している。このことは、金子にとって大転換ではなかったろうか。回心の生活に入ったと言ってもよいと思う。

文書7の「南雄譽嬢」への第二信では、金子のキリスト教信仰を、「両親モ大ニ安堵致候」と述べている。金子は、兄（金子浅吉宛カ）宛の文書14の中で「目ヲ既往ニ轉シ思ヲ将来ニ馳スレハ、胸騒キ心躍リ感憤自ラ耐ヘス。自己ノ失行ヲ痛悔シテ該然トシテ涕泣シ、血涙ノ襟袖ヲ湿スヲ知ラサルナリ。夫レ然リ。尚ハ既ニ廿二歳ノ歳月ヲ閲ミシタリ。従テ、鞠育ノ恩ヲ擔ノ至大至洪何レノ時カ之ヲ報ユルヲ得ンヤ。熟々一家ノ状態ヲ考ヒ諸兄（尚モ又然リ）ノ所為を査窺スレハ、一トシテ嚴慈ノ心ヲ慰スルナシ。唯ニ慰セサルノミナラズ、却テ嚴慈ノ心慮ヲ焦煩セシメサルナシ。実ニ嗚咽シテ慟哭セスンハ非ス。尚ヤ数年以来、父兄ノ思ヲ煩シタル樓指スルニ遑アラス。然ト雖モ以后決シテ嚴慈ノ心ヲ労セサルヘシ。尚ヤ世ノ罪ナル快楽ヲ断念セリ。酒ヲ断念セリ。烟草ヲ断念セリ。虚飾ヲ断念セリ。尚ヤ忍耐スヘシ。勉励スヘシ。節倹スヘシ。自今唯期ス自立特行センコトヲ。独リ希フ、自己ノ井水ヲ飲ミ自己ノ家屋ニ住センコトヲ。如斯決意セリ。」

金子のこうした過去の失行（飲酒、娼妓買い等の放蕩）を「痛悔」している姿が、両親を安堵させ、キリスト教信仰を肯定的に受けとめさせたのではなかったろうか。

文書7では、金子からの第一信を受けた「南雄譽嬢」が、「酒を飲み、娼妓を買うなどの遊びをすることがこ

れから交際社会に入っていく際の利益になる」との趣旨の返信を寄せたらしいのに対し、「人間ハ交際カ必要テアリ、ソノコトハ御説ノ通リ私モ大賛成ニ御座候。且又交際スルニハ金銭ノ為メトカヤ情欲ノ為メニトカ表面ノ御世辞一遍ノ交際ニテハ、交際上互ニ眞ノ利益ハ得ラレコント被存候故ニ、私ノ交際セント欲スルニハ自分ノ意氣ト相叶ヒ候モノニテ、眞ノ道ヲ行ヒ、誠信ヲ尽シ、喜ヒヲ共ニシ悲ミヲ共ニシ、苦ヲ分チ、楽ミヲ同フシ、相援ケ相慰メ、利害ニ依テ心ヲ変セス、終始一ノ如キ人ニ無之候得ハ、眞ノ交際上ノ快楽ハ難望義ト被考候」と、応じ「真の交際」には、不相応なお金など必要ないとの意味のことを書いている。

文書7にはまた金子の芸娼妓観があらわれている。

「私ノ今日迄費シタル金ハ一モ有益ノモノハ無之皆藝娼妓ノ如キ最卑最弟ノ婦人ノ為メニ消費シタルモノニテ、私ノ身ニハ毫モ利益ニハ相成不申候」としており、芸娼妓を最卑最弟の人ととらえ対等の人間とはとらえてない。

さらに文書13では、同郷の浅見に対し、キリスト教入信をすすめ、

「余亦基督教ノ眞味ヲ咀嚼セシモノニ非スト雖モ、其聖書ヲ繙キ其言行ヲ鑑ミタリ。而シテ一種ノ感情ハ余ヲ刺撃非常ナル精神ノ変化ヲ生セシメタリ。(略)余ハ足下ノ聖書ヲ開カス則チ聖書中ニ在ル無限ノ味ヒロニ甘ク心ニ快ク体ニ滋養ナル精神ノ食物ヲ味ハストテ徒ラニ之ヲ擯斥スルヲ痛惜セスンハ非サルナリ。余ハ其蓋ヲ除キ其香味ヲ慕ヒ之ヲ口ニシテ既ニ其精神ニ補益スル處アルヲ感セリ」と書いている。

この文書には、文書7に見られるような自己の過去の「失行」を具体的にあげてのキリスト教とのふれあいについては述べておらず、極めて抽象的である。はたしてこのような手紙でもって未信者を説得できたであろうかとの感を持つ。しかし、この文書には、一週間前に会った時、園内(衛戍病院の庭であろう)を共に逍遙し、「縷々余カ衷情ヲ陳述シテ基督教ノ吾人人類トシテ必シモ信奉スヘキモノタルコトヲ勧告セリ」とあるので、このよう

な記述になったのではないかと思う。

ともあれ、どのような形であったとしても、金子は、信仰を得て三、四ケ月の後には、知人に伝道しているわけだから、大変な勢いで信仰を深めていったのではないかと思われる。

しかし、不思議なことには、後に書かれた自伝風の回想記は、飲酒、娼妓買い等の放蕩生活を送った日々のこと、その「失行」をキリスト教との出会いにより「痛悔」するようになったことにはふれていない。

前掲の資料四は、キリスト教入信時のことを次のように述べている。

「衛戍病院に入院中、憲兵軍曹野村喜代治は同僚と撃剣の試合中、やはり脚踝を挫いて入院していた。同じような症状であったので、いわゆる同病相憐むという有様で、病床の徒然を慰め合っていた。ある日、同氏の枕頭にあった部厚の書物を手にとってみると、図らずも旧新約聖書であった。余は局部の不自由こそあれ、他に異状なき身、無聊に苦しんでいる折柄とて、これを借読している間に詩篇を耽読し、また同氏の話を聞き、朧気ながらキリスト教の神を認め、ついで朝夕主の祈りを繰返すようになり、欧米の偉人、賢人が、みな信仰ありという事を知るに及んで、愈々信仰の念を燃やした。(18)」

金子は、一八九九(明治三二)年の八月七日一旦退院したものの、一九日には再発のため再入院している。再入院後、さらに信仰は深まっていったようである。教友三澤寅之助に宛てた書簡である文書17には、「入院后ハ毎日野村兄ト聖書ヲ研究シ、弟ハ益スル處実ニ不勘候。弟ハ本年五月、初メテ野村兄ニ播カレ、今ハ再ヒ其培養ヲ受ケ薄信ナカラ主ノ恩恵時々刻々益々多々ナルヲ覚ヲ以テ、是偏ニ諸愛兄ノ弟ノ為メニ懇誠セラルヽニ因ルコトト存シ、弟モ亦諸兄ノ為メ恒ニ其祝福ヲ祈リ居候次第ニ付、自今尚ホ弱信数ナラヌ弟ノ為メニ御祈リ被下度奉希候。」と、述べている。さらに、「再入院は不幸なことではなく、聖書を繙く暇を与えられたのである」との意味のと

らえ方をするようになっている。『隨毫』中、本書簡で初めて文の終りを「愛兄及ヒ御地諸兄姉一層主ニ在リテ千萬ノ自重セラノンコトヲ祈ル。アーメン」と結んでいる。

本書簡では、本郷定次郎との出会いについて触れられているが、「2　孤児救済の計画」の中で取りあげたい。

文書18は、17と同じく三澤に宛てた書簡である。入院中の衛戍病院において、同室の入院患者の中から二、三名の求道者を得た喜びを伝えたものである。

一八九九(明治二二)年の五月、衛戍病院において野村喜代治の聖書を手にして後、信仰の深まりを得た金子尚雄は、同年一一月三日、数寄屋橋教会に於て田村直臣牧師によって洗礼を受けた。

文書23は翌年の一八九〇(明治二三)年の二月か三月頃書かれた、石山宛書簡である。親友の一人ではなかったかと思われる。おそらく、本郷定次郎と共に開いた文房具屋「栄屋」へのキリスト教関係雑誌、新聞の注文にこたえたものではないかと思う。当時のキリスト教関係雑誌をあげ、金子自身は基督教新聞を愛読しているが、どの雑誌、新聞を選択するかは石山の考えにまかせると言っている。こうした雑誌、新聞を、金子は数寄屋橋教会青年倶楽部で暇を見つけては読んだようである。この書簡ではふれられていないが、文書14で、兄を通じて父に対し禁酒のすすめをしてもらうのに、津田仙主催の大日本丁友会の発行する『禁酒雑誌日の丸』を送っている。

金子の受洗した数寄屋橋教会は、当時、日本基督一致教会の第一東京中会に所属していた。その中でも教勢盛んで、明治二〇年四月一日～同二二年三月三一日の受洗者が男一〇二名、女四四名、児九名、現員は男一七二名女一〇五名、児二二名であった。毎週一回の祈禱会には平均男三〇名、女二〇名出席したとのことである。(19)

文書24は、「栄屋」閉店後、北海道へ渡った金子が、札幌の嬌風会宛に届けたと思われる文書である。札幌に滞在する機会を得た金子は、市内の銭湯を利用したらしい。その時の経験から「混浴の弊風」を改めるよう、そ

の働きかけの必要を矯風会員に訴えている。この文書の中には、当時の金子の矯風会観の一端があらわれていて興味深い。「嗚呼、敬愛する矯風会員諸氏は未た之を知らさるや。銭湯には行かれぬ上流社会のみなれは知らす。若し知らすとせは、諸氏は当道一この札幌にこの弊習あることを耳にせしを知〇〇か、或は之を聞しも実見せすとして之を信せられさるか。さらは、生は誠実に諸氏に忠告す。生は確に之を実見せり。」

2　孤児救済の計画

金子尚雄が、孤児救済の計画を持ったのはいつ頃のことであったのであろうか。文書2には、「世の中にはまことにあはれむべきものたく山ありますが何はさてたよりなきみなしごほどきのどくなるものはありますまい。たとへみなしごでもあたりまへのからだをもつてゐますけれどもまとふところのきものはありません。かれらは……」

とあり、孤児救済のことについて展開していくのかなと思わせる内容ではあるが、途中でおわっている。この文書は書かれた時期が不明であるが、並んだ通りの順番で書かれたとすれば、書かれた時期は一八九九（明治二二）年の七月と推定される。とすれば、まだ本郷定次郎との出会いもない頃であり、本郷の影響とは考えられない。既に、キリスト教信仰は得ているわけだから、野村喜代治や三澤寅之助の影響であろうか。岡山孤児院は既に創設されていたので、岡山孤児院のことを誰からか聞いたか、キリスト教関係新聞等で知ったのかもしれない。

文書2の最初の三行は「孤児院設立趣意書」等の常套句と言っても良い内容である。金子が独自に考えたものではないのではないかと思う。

文書7で、金子は「次ニ私ニ社会ニ熱心ニセヨトノ儀、仰セ乍不及後日私ノ力ノ続ク限リ社会ノ事業ニ對シ熱

心ナル運動ヲ致スヘク覺悟罷在候間、片時モ貴嬢ノ御辞ニ背カサル様心掛可申候。」と述べている。この時いうところの「社会の事業」とは何を指しているのであろうか。孤児救済を考えていたのかもしれない。

ともあれ、金子が孤児救済計画を本格的に考えるようになったのは、本郷定次郎との出会いを得てからではなかったろうか。文書17で金子は、本郷との出会いを次のように記している。「弟ハ先月七日退院同十九日迄二回ノ安息日ヲモ經過セシモ、折悪敷一度モ教会ニ到リ其美シキ集リニ列スルヲ仰サレハ、遺憾ノ様ナリシモ或ハ閑ヲ愉テ数寄屋橋教会ニ到リ田村牧師ニ面会ヲ請イシモ、同師不在ニテ同教会聖書之友會員本郷定次郎氏余ヲ樓上ニ案内シテ応接セラレ余ノ為メニ祈ラレ候后、聖書ヲ朗読シ種々勧奨セラレタリ。終リ主恩ヲ感謝セラレ加テ弟ノ不敏ヲ榜テラレヘ永ク交誼ヲ締ハントテ互ニ握手シテ袂ヲ分チタリ。故ニ弟ハ集リニ列スルヲ為サリシモ、單ニ一回会堂ニ登リテ此益友ヲ与ヘラレタリ。」

金子は、後に、この時のことに資料四で触れ、「時に教会の三階の一室に起臥して遥信省に勤めてゐた本郷定次郎氏、余の来訪を歓び迎へ二階に招じて来意を問ひ、余が入院中信仰を起こした経歴を聞いて更に一層喜はれ、終に余の為に感謝して呉れたのであったが、余キリスト教の祈禱なるものを耳にしたのは之が最初である。最早日曜日は勿論、暇ある毎に教会に出入し終に明治二十二年十一月三日（天長節）牧師田村直臣氏から受洗した。」と述べている。(20)

初めて教会へ行った金子にとって、親切に教会の楼を案内し、金子の話を聞いてくれた本郷は印象深かったのであろう。また、金子は初めて経験する祈禱にも感激した様子である。この出会いの後、衛戍病院退院後、前述のように受洗する。

その後、資料四に記述されているような経過をたどる。

「除隊後一旦帰郷したが、また上京して同志と共に芝公園の近くに下宿していた。同宿すべて四人、本郷氏もその一人であった。前年英国のジョージ・ミューラー翁来朝、その生涯の体験より信仰の大義を説き、祈禱の応験を語り大いに教界を覚醒した。そして西に岡山孤児院の設けらるるありて、青年の頭脳を刺戟し、孤児救済など大いに論議されていた。

余は除隊とともに、一時賜金若干の近く手に入る見込みあり。本郷氏は毎月若干の俸給の収入あり。是において余と本郷氏との間に醸された空想は、余の受くる一時資金を資本として店を開き、学用品を販売して得るところの利益をもって、一人でも二人でも孤児を養育しては如何、月々の生活は本郷氏の得るところの月俸を以てすれば、必らず処期の目的を達するを得べしと、協議はようやく具体化し、二十三年二月十一日の紀元節をもって、神田区旭町に栄屋と称する一小店を開き、日曜日には休業の札を掲げて教会にゆき、信仰と生活の一致を実現しようと努めた。かかる具合に、小店ながらも学用品を販売して、得る利益で孤児救育の理想を遂行したいという。目的は立派なものであったが、世間はそれ程わたり易いものでもなければ、単純なものでもない。開業後五ケ月不面目ながらも、閉店して解散するの運命に陥った。[21]」とあり、ジョージ・ミューラーの講演と岡山孤児院設立の影響を受けて孤児救済計画が練られたと説明している。

ジョージ・ミューラー[22]は、一八八六(明治一九)年一二月に来日、東京をはじめ各地で講演をしたようである。この講演を直接聞いた人、人伝てに聞いた人の中から孤児院を創設した人もあった。石井十次、佐竹音次郎といった人々、さらに、金子や本郷定次郎も含めてよいであろう。

『基督教新聞』一七八・一七九号には、明治一九年一二月十九、廿日の講演の様子が掲載されているが、二日で聴衆が三千余あったとその盛況を伝えている。

岡山孤児院は、石井十次によって明治二〇年九月二〇日、「孤児教育会」設立と同時に開設された。岡山孤児院の開設は、青年達を刺激し、孤児救済のことが話題になったらしい。数寄屋橋教会の青年達も、この影響を受けたようである。

金子と共に孤児救済をめざして「栄屋」を開設した本郷定次郎[23]は、一八六六(慶応二)年六人兄弟の末っ子として越前敦賀に生をうけた。性来多病であったという。本郷家は代々酒造業を営んだ家で裕福な家であった。祖父母は、「慈仁の名園境に高く平日能く窮を憐み貧を恤むは勿論、或は特に日を定めて大に乞丐の徒に施すなど篤行頗る多く人皆其徳を高しとせざるはなかりき。」と言われるような人達だった。本郷は家族に恵まれず、四歳で母の死に遇い、一四歳の時には父も死亡、一人の兄も亡くなっている。残された男子は定次郎一人だったので家督をつぐ位置にあったが、故あって相続せず、商業見習のため京都の磯田商店にいた。しかし決心するところあって、明治二〇年上京、一度帰郷するも明治二一年再上京、一月逓信省雇となり月俸六円をもらう。この年、数寄屋橋教会に属する札幌農学校を卒業した友人を訪ね一緒に教会に行く。そこで聴いた講義「路加伝第十九章」に感動、以後教会に通い、この年の十月に洗礼を受けた。翌年、八月頃、前述のような金子との出会いがあったわけである。

本郷は家族の縁薄く、孤児に対する同情心の強い人であったらしい。

金子と本郷の二人は、前述したように、孤児救済の資金を得るべく、神田区旭町に「栄屋」と称する文房具店を開いた。そこでの生活の一端が文書21に展開されている。一八九〇(明治二三)年五月廿八日のことである。

「五月廿八日、余ハ例に依りて店頭ニ座し何かと余念もならさりし。午后零時、本所ノ義兄ヨリノハ書ヲ得タリ。曰ク、母公疾病ナリ。若シ帰省ノ見込ならは其前立寄りありたし。老母(本所ノ)の申候にて余ハ一読、痴

ノ如ク茫然自失所ヲ知ラサリシ。余カ肉体ハ動カサルモ心ハ既ニ郷里ニ向テ飛行セルナリ。肉体モ魂ト伴ハントスルモ、余ハ枉テ之ヲ駐メタリ。余カ家ハ愛兄本郷氏ト同居アリ成立ツ所ノ新家族ニシテ他ニハ一人モ居ヲ共ニセサルナク、氏ト余トハ形影ノ如ク又魚ト水ノ如ク而シテ一人外出スレハ一人留守居セネハナラヌナリ。氏ハ又職ヲ遙信省ニ奉スルヲ以テ、余ハ昼間ハ何時モ家ニ残リ居ルナリ。余カ眼ハ安息日ノ外何ヲモ視ルコト出来ヌナリ。余ハ一週の間商業と雑事に齷齪して小天地ニ跼蹐し日曜毎に只一度新鮮の空気ヲ呼吸して会堂にて教を聴き而して身をも魂をも休むることを得ル如シ。余ハ此錯亂の場合に於テ惟神ニ祈求スルノ正当ナルヲ想ヒ出セリ。余カ手ハ膝頭ニ交叉セリ。閉目セリ。俯頭セリ。余ハ切ニ（涙ト共ニ）祈リヲ捧ケタリ。眼ヲ開ケハ胸懐愍然トシテ決心セリ。本郷氏ノ歸家ヲ待テ図ルニ若カスト。待ツ其三時間余ノ光陰ハ実ニ遅々タルノ思アリシ。四時半氏歸レリ。即チ端書ヲ指示シテ之カ處置ヲ図ル。氏ハ直ニ余に謂ヘリ。車ヲ飛ハシテ歸省スヘシト。然レトモ余此日女學校ノ注文品ヲ納ネハナラヌヲ知ル。旦郷里ヨリノ直接ノ報知ニアラサレハ此一大得意場ノ好意ヲ損センヲ憂ヒ（孝心薄キニ似タレトモ）本郷氏ニ例ニ依リ學校ニ到ランコトヲ乞フ。氏堅ク辞シテ機ヲ失センコトヲ告ク。余ハ即チ謂ヘリ。今直ニ歸省セントスルモ本所ニ立寄ラサルヘカラス。時ハ五時ナリ。到底終列車ノ間ニ合ハサルヘシ。故ニ明一番汽車ニ歸省セントスルノ目算ナレハ君ハ君ノ用ヲ辨シテ而ル后余ハ本所ニ至リ一泊シ明旦　程セント議熟シ氏ハ學校ニ行ケリ。余ハ歸省ノ準備ニ彼是シテ五時氏ノ歸ルヤ否ヤ余ハ直ニ發セントセリ。氏ハ霎時ト言捨テ走リ去ヌ。余ノ為メニ土産ヲ調ヘ余ニ托シテ郷里ニ贈ラント。余ハ之ヲ謝スルノナ遑ク衣ヲ更テ別ヲ告ケ車ヲ傭フテ本所ニ至ル。」

金子は、二人の間柄を「形影ノ如ク又魚ト水ノ如ク」と、たとえている。昼間は、金子は留守居、本郷は遙信省勤め、というわけで、金子は安息日の他は、外へ出ることはあまりない生活だったようである。二人の文房具

店には女学校からの注文品もあったようである。信仰と生活の一致がみられる日々であったが、この二人の共同生活は、わずか足かけ五ケ月で解散せざるを得なかった。酒造業の家に生まれ、商家で働いた経験もある本郷であったが、文房具屋経営は思うように行かなかったようである。

『育児暁星園』には、栄屋での生活が次のように展開されている。「心許せる一友人（金子尚雄……宇都記）と計りて神田區内に一小屋を借り筆墨紙等の日用品を販賣し始めぬ、乃ち日中は遙信省に勤め朝夕は東奔西走八方に華客を求めて労を知らず、此時や君は毎に僅かに一錢位の下等パンを求めこれに味噌を附けたるものを口にして飢を凌げるのみ、全く飯を食せず、況んや滋味ある副食物をや、其生活の苦知るべき也、然るに此の如き熱心と勇氣とによりて企てたるものも事所斯と合ひ難く店號榮屋の實を得るに及ばずして空しく失敗に歸し畢んぬ。」(24)

金子と本郷は、数寄屋橋教会の会員として相互に語りあう中で、孤児救済の計画をふくらませていったのではないかと思う。そして、そうした計画を企画させるものが、当時の社会の中にあった。一八九〇（明治二三）年の第一次不況下にあって、当時のキリスト者は、『福音新聞』などで、困窮者救済のための資金募集を呼びかけている。この期のキリスト教徒たちは、「単に個人の安心立命を求めたわけではなく、「キリスト教によって人間を変革して、かくして日本国家を新しく形成するという」「経綸の芽」があり、「キリスト教の倫理は国家倫理の色彩がきわめて濃厚であった。」(25)という。文書26「不倒翁」は、こうした時代を生きるキリスト教を信仰する青年達の気慨を感じさせる文章であるが、明治を生きる青年のなすべきことについて述べている。

「日本のキリスト教徒の多数は、当初より社会問題に熱心なりしものなり。」(26)と植村正久は述べている。

金子・本郷の共同事業は挫折したものの、二人は、やがてそれぞれの道を見い出していった。本郷定次郎は「育児暁星園」の設立、金子尚雄は、宮内文作、横地源七郎に協力しての「上毛孤児院」創設と育児主任就任の

道であった。この後、上毛孤児院にかかわる前に、金子は、前橋にて、岡山孤児院賛助のため一銭会を設立したことが文書28に明らかにされている。

3　上等兵金子尚雄の天皇観

文書12は、金子が捻挫して入院した東京衛戍病院についての随筆である。東京衛戍病院は、当時、麹町区麹町隼町一番地[27]にあり、現在の警視庁公舎、半蔵門会館、国立劇場、最高裁判所が含まれる広大な敷地の中にあったようである。捻挫して入院した金子に、記録にとどめときたい程印象的な施設だったのではなかろうか。おそらく、衛戍病院入院を経験するまでは、こうした近代的な設備の病院を見たことはなかったのではあるまいか。庭園の様子、病室の配置、構造、硝子窓、乾氣窓の様子、寝台の配置など、和風、また、洋風の厠についてなどとても細かい観察をしている。そして、こうした近代的医療を受けられるのは「偏に皇帝陛下の慈仁至愛なる鴻恩」であるとしている。

「此愉且は快なる畫面中に入り名医の診を受け貴重なる薬品を服すを得る実に吾人軍人のみ。軍人の幸福豈至大ならすや、只これ偏に皇帝陛下の吾人軍人に特殊の仁慈を垂れさせられ優握なる洪恩を以て愛撫せらるゝの至す處なり。吾人軍人たるもの一身を粉砕して國に竭すと雖も、此れ國民一般の義務を果すのみ。何を以てか陛下の慈仁至愛なる鴻恩に報せらるへき。吾人軍人たるもの蹶起奮励忠誠を竭さすして可ならんや。」

五　結びにかえて

金子尚雄が、上毛孤児院にかかわる以前の記録資料『隨毫』を中心にして、金子の孤児院経営をめざす思想の

形成過程をたどってきた。上毛孤児院にかかわる以前の金子に限定してきたが、上毛孤児院育児主任就任、さらに孤児院長就任後の金子の思想も、本期に規定されての展開側面もあるわけで、本期後の金子の思想とのかかわりを今後検討する必要があると考えている。

結論というには不十分ではあるので、本稿で得たことのまとめを結びにかえて述べておく。第一に、代々名主を勤める親方百姓と思われる家に生を受けたことによって、人々の生活の安定を考慮する姿勢を身につけたということは言えまいか。第二に、金子も指摘している母豊子の感化。女今川流の教えや、窮者を恤む行為が、母を手伝うなかで金子に受容され、金子の生活規範となったとは言えまいか。第三に、漢学塾「鳴和義塾」において身につけた漢籍の素養と、儒教倫理の受容によって、「有為の人」となって国家のために役立つといった国家意識の形成につながったのではなかろうか。第四に、肺病、捻挫は単なる挫折体験におわらない人生の大転機をもたらしたのではなかろうか。第五に、キリスト教入信によって「飲酒と娼妓買」を罪悪ととらえるようになり、「社会の事業」＝金子にとっては孤児救済をめざすようになったことは、金子の人生上大転換といえるのではないか。第六に、失敗に帰したとはいえ、孤児救済を希望する同志＝本郷定次郎との出会いによって、孤児救済が思いから計画に転換することができたのではなかろうか。

まとめというよりは問題提起になってしまったが、以上のことを、今後、金子の本期以降の記録資料を検討していく中で解明していくこととしたい。

（1）『社会科学年報』第一七号　専修大学社会科学研究所、一九八三年三月所収
（2）社会福祉法人上毛愛隣社九〇周年記念、一九八二年一一月
（3）『現文研』第五七号、専修大学現代文化研究会、一九八三年二月所収

(4)『専修人文論集』第三三号、一九八四年七月所収
(5) 前掲拙稿「児童収容施設の形成・展開過程（その1）」三七九頁参照
(6) 愛知育児院（M・19）、愛育社（M・19）、大阪救児院（M・22）、博愛社（M・23）、暁星園（M・24）、北海孤児院（M・25）、上毛孤児院（M・25）、神戸報国義会（M・25）等
(7) 社会福祉法人上毛愛隣社所蔵
(8) 明治三五年十一月刊
(9) 金子家の家系に詳しい金子末雄氏によると金子尚雄には、吉次郎、浅吉、濱吉、なを、てるという三人の兄と二人の姉と妹一人があったのではないかということである。②の文書から察するに、吉次郎は、金子の父雄四郎の兄三右ェ門の遺児ではないかと思われる。とすれば、浅吉、濱吉について金子は三男ということになる。金子の兄弟に関する記録資料を目にしていないので今のところ、金子の兄弟構成がどのようであったのか明らかではない。
(10)『岩槻市史』八六二頁
(11) 資料一の②参照
(12) 一八九九（明治三二）年、上毛孤児院では、予約寄附者＝賛助員一千名の募集に際し、地方委員制度を設けた。この制度は、地方の篤志家に地方委員の事務を嘱託し、賛助金募集、月報の配布、孤児入院等の周旋を冀うという制度であった。
(13)『岩槻市史 近・現代資料編Ⅰ近代史料』六八頁
(14)『岩槻市史』八四八頁
(15) 前掲書『岩槻市史 近・現代資料編Ⅰ近代史料』六八、六九頁
(16) 文書7参照
(17) 社会福祉法人上毛愛隣社所蔵
(18)『上毛愛隣社八十年史』一五八～一五九頁
(19)「日本基督一致教会大会統計表 自明治二〇年第四月一日 至明治二二年第三月卅一日」東京女子大比較文化研究所所蔵、数寄屋橋教会は、後、巣鴨教会となり現在に続いている。森下憲郷「東京第一長老教会の創立者C・カロザース」

(『東京第一長老教会創立百十周年・田村直臣牧師歿後五十周年記念論集、築地バンドの研究』日本キリスト教団巣鴨教会、昭和六十一年七月刊所収)によると、数寄屋橋教会は、東京第一長老教会の流れにつながる教会である。そして、この流れの中には、自由民権政治家鈴木舎定、免囚保護事業を行なった原胤昭などがいた。

(20) 『上毛愛隣社八十年史』一五九～一六〇頁

(21) 『同右』一六一～一六二頁

(22) Müller, George (一八〇五・九・二七～一八九八・三・一〇) イギリスの博愛主義者で牧師。ドイツのハルバシュタットの生まれだがイギリスに帰化。ブリストル郊外のアシュリ・タウンに孤児院を建設。七〇歳の時、事業を娘夫婦に譲り、一七年にわたって欧米から東洋諸国の伝道旅行を行ない、その途中、日本にたちよった。(『キリスト教人名辞典』日本基督教団出版局)

(23) 本郷定次郎に関しては、佐藤一誠『育児暁星園』警醒社、一八九八年三月、国立国会図書館所蔵本によった。

(24) 佐藤一誠『前掲書』一五頁

(25) 海老沢有道・大内三郎『日本キリスト教史』日本基督教団出版局、一九八〇年二月刊、二六四頁

(26) 『同右』二六五頁

(27) 東京百年史編纂委員会編『東京百年史』第二巻 東京都、一九七二年刊 一九七頁

(付記 本稿は昭和五九年度専修大学研究助成を受けた「児童収容施設の形成・展開過程の実態分析」による研究成果である。)

年	〔引用資料〕
1868 （明治1）	1.28　埼玉県南埼玉郡川通村大字長宮70番地に，金子雄四郎，豊子の次男として出生。 （金子家は旧幕時代の楽封家にて代々庄家を勤め，農を業とし，父は市町村制実施第一期の村長。宮内省御猟場監守も勤める。） 〔『施設一覧表綴』の1〕
1873 （明治6）	4.　長宮小学校に通う。 何時も優等で一度も落第せず。 〔『随亳』の7〕
1880 （明治13）	3.　小学校卒業。 鳴和義塾という漢学の塾に通う。 〔『随亳』の7〕
1882 （明治15）	4.　埼玉県南埼玉郡立粕壁中学校入学。 〔『漫録』の1〕 この頃，酒を飲み習う。 〔『随亳』の7〕
1883 （明治16）	この頃，放蕩を始めた。 〔『随亳』の7〕 夏，父の意見に立腹して父の金を持出して家出，出先にて病気となる。 〔『随亳』の7〕 暮，士官学校へ志願，体格にて落第。
	〔『随亳』の7〕
1884 （明治17）	3.　粕壁中学退学。 〔『漫録』の1〕 4.　東京本郷，高等予備校に入学。 〔『漫録』の1〕
1885 （明治18）	猛勉強，肺病になる。 〔『随亳』の7〕 10.　廃学。 〔『漫録』の1〕
1886 （明治19）	病気療養に日を送る。 〔『随亳』の7〕
1887 （明治20）	12.　健康旧に復し，壮丁検査の結果甲種合格，直ちに志願して第一師団騎兵第一大隊へ入隊。 〔『漫録』の1〕
1889 （明治22）	3.17　第一師団騎兵隊上等兵（新兵教育係）として，新兵の騎乗法教練の時誤って脚踝を捻挫する。 〔『随亳』の4，『施設一覧表綴』の1〕 4.　下旬より東京衛戍病院に入院加療中。 〔『随亳』の8〕 5.　同室の野村喜代治から旧新約聖書を借読，基督教に触れる。

1889 (明治22)	〔『随亳』の17,『上毛愛隣社80年史』158頁〕 8. 7　衛戍病院退院。 〔『随亳』の11〕 8.19　衛戍病院へ再入院。 〔『随亳』の11，17〕 8.　数寄屋橋教会に至り，本郷定次郎にあう。楼上に案内してもらったり聖書を朗読してもらったりする。金子の境遇を本郷は不憫に思い，永々の交誼を約した。 〔『随亳』の17〕 9.　入院中の衛戍病院にて，同室の者3名の求道者を得る。 〔『随亳』の18〕 11. 3　数寄屋橋教会にて田村直臣牧師より受洗。 〔『施設一覧表綴』の1，『前橋基督教会会員原簿』〕
1890 (明治23)	2.11　東京神田区旭町に，本郷定一郎と協力して，栄屋と称する文房具店を開く。文房具店より得る利益で孤児を1人でも2人でも養育しようとの計画。金子の受ける一時賜金を資本にして店を開き，日々の生活費は本郷の逓信省より得る俸給をもってすることとする。 〔『施設一覧表綴』の1〕
1890 (明治23)	6.　栄屋文具店閉店。 〔『施設一覧表綴』の1，『漫録』の1〕 6.　最終日曜日北海道に渡り函館へ到着。教会にて，東京越前堀に住む五稜廓製氷開祖中川嘉兵衛翁と出会う。 〔『金子院長と其事業』その1〕 6.　最終水曜日，中川翁に同道して翁の別荘（札幌市北三条東3丁目）に入る。 〔『金子院長と其事業』その1〕 この夜，別荘番の宮崎氏に誘われて札幌独立教会の祈禱会に列す。 7.　中旬　宮部金吾の世話で，避暑にきていたノイス宣教師の雑事の手伝いをやることとなる。 〔『金子院長と其事業』その1〕 —・—　ノイス宣教師，金子の将来の目的をきき，同志社進学をすすめ，学費の負担を申し出る。 〔『金子院長と其事業』その1〕 9.16　ノイスの馬に乗馬して札幌をあとにし前橋にむけてたつ。 〔三澤「十年紀に際しての所感」〕 10. 5　前橋ノイス氏邸に移る。 烏山邸に下宿，同志社進学の勉学にいそしむ。 〔三澤「十年紀に際しての所感」〕

資料Ⅱ

『明治廿二年七月初浣

隨毫(1)

盍世狂夫』

1　尻の話

（略）

2　孤児院設立趣意書の一部草案

世の中にはまことにあはれむべきものたく山ありますが何はさてたよりなきみなしごほどきのどくなるものはありますまい。たとへみなしごでもあたりまへのからだをもってゐますけれどもまとふところのきものはありません。かれらは〔以下記載無し。―宇都〕

3　呈す女君

（略）

4　澤田の返事

皆様御機嫌宜敷其后大ニ御無沙汰、漸く晴れましたら実に御暑くなりました。しかし、土用前にしては少し涼し過ぎる様にも思われますが、私は此夏の初め四月小旬より病院に二度の動めになりました。浮世の義理又何が余義なきことと断念して居りますか、扨迷ひの晴れぬは凡夫の悲しさ、毎日塀の隙間から馬車や腕車の走るのと様々の人の往来するのを眺めましては、早々退院して寛裕り涼みたひとの念が断へませぬ。私も病院に居る御かけに付、護摩堂の不動様も宜敷と云ふ面色か少し白くなりて来ましたし、また当然外の人よりは黒い手や足も、兵隊とは見えぬ程綺麗になりました（当てにはなりません）。若し市中を歩行ましたら、東京の御女中衆にとんた心配をかけるかと、是れはッかり心配でなりませぬ（充分自惚とは思召可被下候）。不動様は（私の変名）入院してから百日近くなりますから、白くなる筈てす。毎日、寝台の上に寝轉ひて、昼は天井の板の数や節穴を数へるし、夜は鼠のチュー々々々に氣を揉て居ます（鼠の恪気する譯にか無之、只鼠に天井板を踏抜かれると、本多の釣天井となりますから）のみてすから、退屈も又退屈、氣楽も又氣楽、腹か減るころには飯か出る（其癖余り減らぬのに困ります）。気か詰まれは散歩する（但し園内丈）。垢か溜れは浴場か沸く、湯上りに暑けれは氷かある。新聞か来る。書籍か読める。決して不自由なとはありません（とうか御安心）。けれとも斯ふ云ふ處に居て

は何か一番楽しみでせう。庭に咲ける種々の美しき香しき花でせうか……。楽し氣に梢を傳ふて轉つる鳥の声でせうか……。冴へたる空には清き曇りなき月の影てせうか……。珍しき新しき出来事を怠らす知らする新聞でせうか……。趣向の極面白き小説でせうか……。否々是より未た心に極愉快を感しさす物か有ります。夫れは何でせう。知已——親戚——父兄よりの文通てす。是れか一番楽しみです。彼の花や鳥や月や新聞や小説わ面白くないのてはありません。美しくないのてはありません。けれとも、知人よりの文書には及ひません。実に真実てす。籠の中に入れられたる鳥の毎日、他の鳥を慕ふか如く、床の上に轉輾して、徒然に堪へられぬおり、ヘイ郵便と放渡されたるときの嬉しさ、手に取らぬ内に先つ心に浮ふのは、ハテ誰たろう、誰か遣したろうと、忙しく封を切り読みます。初め一度位は夢中てす。嬉しくって何たかわかりません。読み返します。二度も三度も何返読ても厭きません。其時の心種々の過き去ッたことや、未た来ない先のことを考へて深き思ひに沈みます。昨日、姉さんよりの手紙を拝見したとき、とんな事を思ひ出しましたろうか……。小さき姉さんにお負さッたこと……大きな姉さんとの喧嘩……おッかさんに厄介を願ッたこと……ベーヤに用を頼んたことや……石山君や其他の諸君との交際……スポイトの厄介になったことや……姉さん何か淡泊した物が喰へたひと強請したことや……夫れは夫れは何から何まで考へて来ると、とても手紙なとに書き尽せませんから、此位にして止めませう。実に昨日は御手紙を頂きまして、前申上ます通りの次第、何とも御礼の申上様はありません。私の病氣も追々快くなりますから、決して御心配なされず、とうか安心なすって下さい。しかし、永ひ間の病氣ですから、少しは疲れもありますから、来月中でなけれは退院が出来ますまい。左様御承知を願ひます。私も今年は、永ひ間暑中休暇を貰った積りて、ゆっくり療養を致す心得てす。九月になれは、少しは涼しくなります(随分な換着物)から、涼しくなって退院して、休暇を願ふ目的てす。此春三月に、休暇を願ひましたか、折悪敷恰度三月の十七日に怪我をした介てすから、とう〳〵到底休暇も休暇、病院て厭な休暇を貰ひました。入院した斗りに報知しません のは、又御心配を掛ると思ひ過して、今更耻敷次第てすか、とうか御宥恕を願ひます。石山さんからも度々手紙か参ります。石山さんも来月中ハには来るやに申されました。藤倉君や中村君は、如何なされましたか。御序のとき御知らせを願ひます。中村君にも、私の入院を知らせませなんたから、御出になりましたら宜敷願ひます。藤倉には手紙を出しましたか、返事か参りませんから、東京に在るやら居ないやら、私には知れません。吉永君か

未た御在橋ならは、呉々も宜敷御傳言を願ひます。土用に入りましたら、又一しほ熱くなりませうから、皆様方折角御厭ひ遊はされまし。私も精々養生して、早く退院する心掛で御座ります。何れ退院次第参上して後に御談を伺ひませう。左様なら。御機嫌宜しふ。

5 再ひの返事

〔我最モ親愛ナル南雄世孃ヨ貴孃ハ生カ當時深キ不幸ノ波ノ上ニ漂流シツツアルヲ憐マレ〕

親愛ナル南雄代孃ヨ、貴孃ハ私ノ不幸ヲ憐ミ被下御情深キ玉章ヲ送リ賜ハリ、私ノ心ヲ慰メテ被下タ御恵ハ、先便ニ申上タ通リ何ヨリモ嬉敷御礼モ〔訥口拙キ〕筆ニテハ其千一モ尽セマセン。貴孃ノヲ情ケニ依テ中村君ヤ藤倉君ノ唯今ノ有様モ詳敷判かりました。中村ノ惚気ヤ藤倉ノ放蕩曰ニ増シ盛んにツノルトカヤ、誠ニ嘆かわしき次第に思われます。斯ク申上ケルト否ニ眞面目ノコトヲ申上候様御思召被成候ハント存せられますか、私ハ此度ノ入信ハ一寸考ヘレハ不幸ノ様テスカ、其実ハ後ノ目的上極メテ幸福ナモノテアリマシタ。ナセナレハ足ノイタミヲ癒すハカリテハナク、今年四月初迄私ノ此上モナキ愉快飛切一等ノ楽ミト致シテ居リマシタ酒ト娼妓ハ、却テ眞ノ人ノ此上モナキ罪悪汚レノ極点ト考ヘカツキマシテ、幾年トナク心配シタ心ノ病氣カ爽然ナホリマシタカラ、嘸々御不審テ御座リマセウ。私カ迷ノ中ニ彷徨シテ居リマシタ時ヲ思ヒ出シマスト、我身ノ罪カ恐ロシク何モ行末ヲモ思ハスニ彼云ふ馬鹿カ出来タカト、我身テ我身カ判カラヌ位テアリマス。酒ト娼妓ハ実ニ人間ヲ罪ノ地獄ニ陥レル懼ロシキモノテアリマス。始メテ夢カ覚メマシタ。私ノ深クモ迷ウテ居ッタ迷ノ夢カ覚メタ原因ト云フモノハ、私ノ居リマス此二番室ニ野村ト云フ人カアリマシテ、其人カラ耶蘇基督教ヲ聞キマシタ。夫レテ自分ノ心ニモ感シマシタカラ、其人カラ本ヲ借リテ読ミマシタ。読メハ読ム程益深ク心ニ感シテ来マシテ、終ニ私ノ迷ノ夢モ覚メ果テヽ、私ヲシテ酒ト烟草ヲハ一生涯口ニ入レス娼妓ヤ何カニハ接シナイト決心サセマシタ。是レカ私ノ改心シタ顛末テ、則チ昔ノ金子ト今日ノ金子トハ全ク表裏ノ相違カアル次第テス。〔夫レテスカラ私カ昔ノ金子テリアリマシタナラハ貴孃ノ御手紙ニ親書戴サレタ「早ク退院して女郎買ニお出なさい」ノ一言ハ、実ニ難有承知致シタ譯テスケレトモ、今日ノ金子ハ少シモ難有アリマセンハカリテナク、反テ考ヘルト涙カ出テ参リマス。私カ先年放蕩ヲシナカツタナラハ、假令貴孃カ冗談ニモ偽ニモ女郎買ヲ勧メテハ被下レナカロート思ヒマシタ。然シ決シテ貴孃ヲ御怨ミ申ス譯テアリマセン。私ノ致シタ罪ノ報ヒ、則チ父ヤ母ニ心配ヲ掛ケタリ誰レト云フ差別ナク種々ノ厄介ヲカケタカラト断然シテ居リマ

ス。）私モ今日始メテ安心致シマシタ。ナセ安心シタカト云フニ、酒ヲ飲ムト云フト善悪ノ判断モツカス夢中ニナリテ氣ハカリ大クニナリ、有リモシナイ金ヲ掻キ集メテ直ニ車ヲ北ノ方へ飛ハス、終ニハ自分ノ金テハ足リナクナリ、人ノ金ヲ借リ品物ヲ質ニ入レル様ナ始末ニナリマス。人間ハ実ニ自惚心ノ強イ動物テスカラ、娼妓買スルニハ先ニ惚レラレ様トスル氣カ充分アリマスカラ、身ニ不相当ノ私服カ欲シクナッタリ、萬事萬端夫レニ着キ纏フテ外見ハカリ飾ル浅薄ナ心ニナリマス。是レハ私ノ経験シタ正真正銘ノ姿テス。酒カ飲ミタイ、娼妓カ買ヒタイ、善ヒ着物カ着タイ、人ヨリハ立派ナ品物カ持チタイ、ツマル處ハ金カ欲シイト云フ欲心ノ為メニ、一日片時モ安心カ出来マセンケレトモ、私ノ今日断念タ様ニ酒ヲ飲マス、娼妓ヲ買ハス烟草ヲ吸ハストスル時ハ、此世ニ男子ノ楽ミハナイ様テスカ、其実決シテ然アリマセン。実ニ安心シテ氣カ揉メス、本ヲ読テモ面白ク、事業ヲシテモ捗取リ、何事ニテモ愉快ニ出来マス。是レカ眞ノ人間ノ楽ム眞ノ楽ミテス。然シ前申シマシタ通リテスケレトモ、好ンテ不潔ナ着物ヤ不潔ナ品物ヲ持チタイト云フノテハアリマセン。其身分相応ノコトヲスルノテス。此身分相応カ一番大切テス。誰ニ限ラス身分相応ト云フコトヲ守テ居レハ、余計ナ心配ヲセスニ安心ノ出来ル第一ノ基本デ、則チ私ノ安心シタト云フ次第テアリマス。私モ入院シテ居リマシテモ、後ノ為メニ他ニ意ヲ移サスニ勉強シテ居リマス。私モ今日始メテ眞ノ人間ニナリマシタカラ、退院スレハ一生懸命勉強シテ、今日迄遊ンタ取返シヲ致シマスカラ、何卒貴嬢モ御安心ナスッテ被下候。貴嬢ノ御深切ニ御勤メ被下タ「早ク退院して女郎買ニ御出ナサイ」トノ御言ハハ、ソックリ御返シ申上マスカラ、御受取リ下サレマシ。詳敷申上度事モ山々アリマスカ、今日ハ此處テ筆ヲ擱キマス。土用へ入リマシテ寒暖計五六度モ低クイ様ナ不順ナ時候テスカラ、朝夕トモ御養生ニ御注意被遊マス様ニ祈リマス。私モ決シテ不養生ハ致サヌ様ニ致シマスカラ、御安心ヲ希ヒマス

迷ひぬる心の夢も覚めぬれば　　廿九餘
身の行末そ未しかるらん
神風に迷ひの雲もふき拂ひ

6

呈浅見兄

今年は下公の如何なる政略にや。暗い三伏に入りてはや二日三日を過こし為るに、五月雨の空にかはりもなふきのふもけふも晴れやしらず降りみならすみいふせきにかてて加へて東京にて病の床に伏す身には、そそろ歩きも許されず、したしき君か顔せも拝することもかなはねば

梅暦　なまじ体よくわかれた丈に日柄立程思ひ出す

偽ておもはでたれもちきりけめかはるならひは世にもつらけれ

なからへはまた春頃やしのはれんうしと見し世そ今は恋しき

鵜のこえ飛れて咲ける藤の花久しき色はあろうとそ思ふ

白妙の妹か衣にうめの花いろをも香をもわきつかねつる

世の中は今日ばかりこそおなじけれ昨日は過きて明日は知られず

落ふれて袖に涙のかゝるとき他人の心の奥そ知らるゝ

時雨するいなりの山の紅楓葉は青かりしよりおもひそめたき

かひなしや照日くるしき道のべにかさすてすれど薄き袂は

立田川もみぢみたれてあかるめりわたらばにしき中やたへなん

逢ひ見てそいのちにきけば幾春も花にかたらんよはひをそおもふ

池水に夜な〳〵かけはうつれとも水もにこらす月もけかれず

斯はかりやさしさ君が手枕に言ってやらんはつ暦のふみ

はやくさけ玉川またるゝふゆの梅

梅さくし久しふりなる窓あかり

物いへは唇さむしあきのかぜ

あるときはありの〇〇みにつらかりしなくてそいまは人のこひしき

青竹のみさほの節はありなから手折りやすけに見ゆるうたひめ

枯野見て中島かてるふねさむみのりかへたきは草道のかご

須田堤立つゝ呼へと此雪にねたか竹原おとさたもなし

はつもいふ冬にまれひとはあくまてもあとを徒けたか雪の中道

みゆきなとしのいさほやさきかけに手からを見せん春のやり梅

7　再呈南雄響嬢

昨日午前八時再度ノ玉ツサヲ拝ミ候。私ノキリスト教ヲ信仰スル義ニ付、私ノ後来ノ利益ナリトテ種々御賞美被成下候段、実ニ難有随喜ノ涙ニムセビ候。貴嬢ノ御悦ヒ被下候通リ、私ノ為メノミナラス両親モ大ニ安堵致候。併シ奥様トハ誰ノ奥様ニ候哉。私ニハ奥様處テハ無之、現在ニモ未来ニモ私ノ妻ト取極メ候モノモ無之候。貴嬢ニモ私ニ妻ノ無之コトハ、御承知ノコトト存候ニ、態ト奥様ナドゝ御認メナサレ、私ヲ御嬲リナサル義ト存候得バ、私ノ身ニトリ余リ喜敷モ無之、甚タ残念ノ至リニ御座候。萬一後日私ノ妻トモ相成候人有之候迄、此手紙保存致シ置キ、篤ト相見セ候上御礼可為申上候得共、今日ノ處ニテ奥様（貴嬢ノ御辞ノ拝借）ヨリハ別ニ御礼不申上候間、左様御承知被成下度候。次ニ入院中ノモノ決心ナラスナトノ御疑ヒ、御最モナル義ニ候得共、私モ不肖ナカラ日本男子ノ一部分、殊ニキリスト教ヲ信奉スル身ニ有之候得ハ、決シテ軽々敷貴嬢ニ對シ偽リハ不申上候間、御安心被成下度候。次ニ遊ヒニ付多小ノ金銭ヲ消費候ハ、後来交際社会ニ入ッテ大ナル益ニナル、則チ粋タトカ意氣タトカ好カルヽトカ皆遊ハネハ此道カわカラヌトノコト、此義モ一応御最モノ義ニ候得共、貴嬢ノ意見トハ少小相違致候様被考候ニ付、不憚申上候間御笑覧被成下度候。仰セノ通リ古人モ恋セスハ、物ノ憐レ則チ人情ハハカラヌト申サレタ通リ、多小経験ニハ可相成候得共、私ノ今日迄費シタル金ハ一モ有益ノモノハ無之、皆藝娼妓ノ如キ最卑最弟ノ婦人ノ為メニ消費シタルモノニテ、私ノ身ニハ毫モ利益ニハ相成不申候。人間ハ交際カ必要テアリ、ソノコトハ御説ノ通リ私モ大賛成ニ御座候。且又交際スルニハ金銭ノ為メトカヤ情欲ノ為メニトカ表面ノ御世辞一遍ノ交際ニテハ、交際上互ニ眞ノ利益ハ得ラレコント被存候故ニ、私ノ交際セント欲スルニハ自分ノ意気ト相叶ヒ候モノニテ、眞ノ道ヲ行ヒ、誠信ヲ尽シ、喜ヒヲ共ニシ、悲ミヲ共ニシ、苦ヲ分チ、楽ミヲ同フシ、相援ケ相慰メ、利害ニ依テ心ヲ変セス、終始一ノ如キ人ニ無之候得ハ、眞ノ交際上ノ快楽ハ難望義ト被考候。若シ之ニ反シ金銭ヲ以テ交際ヲ結ヒ候モノハ、隻方金銭ノ続クウチハ互ニ書面ヲ往復スルヤラ、或ハ手ヲ携ヒテ公園ヲ散歩スルヤラ、或ハ食スルニ食ヲ分チ、寝フ

ルニ床ヲ同フシ、互ニ心底ヲ打明ケ死生ヲ共ニスルトカ、生涯渝ハラヌトカ、サモ睦敷交際スル様相ニ候得共、朝ニ利害ノ眼前ニ浮ヒ来ルカ又ハ金銭ノ乏シキヲ告ケ候様ニ相成候トキハ「世の中ハ今日はかりはおなじけれ昨日は過きて明日は知られず」「偽りと思わて誰もちぎりけめかはるならいの世はつらけれ」と、古人の申されし通り、昨日は無二の友といはれ頼み候モノモ、今日ハ却テ我身に仇なす敵トカハルわ浮世ノ習ヒ則チ金銭上ノ交際トハ、斯モノト被存候。実ニ浅間敷次第ニ候ハスヤ。貴嬢ノ所謂「人間社会ニ入テ男女ニ限ラススカルヽニト云フニハ、多分ノ金銭ヲ費サナケレハ其道カワカリマセン」トハ取リモ直サス金銭上ノ交際ニ候ハスヤ。誠信ヲ以テ交際スルニ何ノ為メニ多少ノ金銭カ無ケレハ不相成候哉。若シ何人ニ限ラス交際社会ニ入テスカルヽニハ多少ノ金銭カ必要ト申サレ候ハヽ、私共ノ如キ貧書生ハ到底交際ノ眞味ヲ知ルコトハ叶ヒ不申、一生涯交際ヲ結フコトハ出来不申候。又貴嬢ノ申サルヽスカルヽトハ、男子カ女子ニ好カルヽノミヲ申サレシカ。或ハ一般ニ申サレ候ヘシカ。假令男ニシロ女ニシロ、金銭ノ交際ヲ欲セス眞理ノ交際ヲ致シ候ニハ、相当ノ金銭ハ必要ナルモ、決シテ多分ノ金銭ハ無用ト存候。此多分トハ則チ自分ノ分ヨリ多キ、言ヲ換ヘテ申セハ分ニ過キタル不相応ノ金銭ニハ候ハスヤ。然ラハ貴嬢ハ金銭ト交際シ、其人ノ誠信ト交際致サス候ヤ。金銭ノアル人ハ之ヲ尊ヒ金銭ノナキ人ハ之ヲ卑ミ候ヤ。金銭ノ為ニハ自己ノ親友モ見捨ラレ候哉。金銭ノ為ニハ如何ナルコトモ被為候ヤ。強テ申上ケレハ金銭アル人ハ粋ニ見ヘ候哉。立派ナ服装シタル人ハ意氣ト申サレ候哉。容貌カ美シケレハ其人ノ心ハ非ナルモ御好キナサレ候哉。否々決シテ然ラサルヘシ。貴嬢ノ精神雪ノ如キ潔白ニシテ、眞理ヲ為テ誠心ヲ慈ムルハ、私ノ保證スル處ニ有之候得共、只文意ノ了解シ難キヨリ斯様ノ疑心相生シ候義ニ御座候間、御序ニ尚詳敷御説伺度候。貴嬢ニハ私ノ今日迄消費セシ金ハ毫モ惜イトハ思ハス、又世人ニ對シ敢テ差ル程ノコトナシト申サレ候得共、私ハ左様被申候ト。又々愚痴ヲ申上ネハ不相成候。私ノ過去ノ夢ヲ繰リ返シ候ハ、恰モ死タ子ノ年ヲ數ヘ六日ノ菖蒲、十日ノ菊、何ノ益ニモ立チ不申候得共、私ハ六七年以来消費セシ金カ惜シクテナリマセン。只金銭ハカリナレハ貴嬢ノ御辞ノ通リ惜クハ存シ不申候得共、多小ノ金銭ヲ使用スルニハ多小ノ時間ヲ空シク費サナケレハナリマセン。一日再ヒ違ヒ難キ貴重ナル光陰ノ則チ勉学ノ時間ヲ廢シ、其上多小ノ金銭ヲ浪費シ、娼妓等ヲ口先キノ愛ニ溺レテ何ノ利益カ有之候哉。決シテ毫モ利益ハアリマセンノミナラス、無理ナ酒ヲ飲ミ眠イ眼ヲ開テ狸寝入リ、明朝ノ氣分ノ悪サ夫レテ何ノ勉強カ出来可申哉。私ハ私ノ履歴ヲ一寸ツマンテ申上ケ私ノ不利

益ナリシコトヲ隠サス白状仕候。私ノ小学校ニアリシハ明治六年ヨリ十三年迄ノ八年間ニテ小学全科ヲ卒業致候。其間ハ何レモ優等ニテ一度モ落第不致候。夫レヨリ鳴和義塾ト云フ漢學ノ塾ニ通ヒマシタ。同十五年頃ヨリ酒ヲ飲ミ習ヒマシタ。十六年頃ヨリ徐々ニ放蕩ヲ始メマシタ。其夏ニハ父ノ意見ニ立腹シテ父ノ金ヲ持出して家出しまして出先ニテ病氣にナリマシタ。其年ノ暮ニ士官學校へ志願シテ体格テ落第シマシタ。十八年非常ニ勉強為タ時モアリマシタ。遂ニ肺病ニ為リマシタ。是レモ幾分カ酒ノ害ナリシコトヲ考ヘマス。十九年病氣療養ニ日ヲ送リ、廿年ニハ御存知ノ通リノ次第ニ候間、私ノ今日迄ノ所テハ酒ト女ハ実ニ敵テス。今日ニナリマシテ後悔シテ始マリマセンケレトモ、酒ヤ女ニ狂ハナカッタラバト最少し何ニカ成ッタロート云フ念ハ一時モ胸ニ絶ヘマセン。是レカ則チ愚痴ノ愚痴タル譯ニ御座候。以上申上候様ナ事実ニ御座候得共、貴嬢ハ未タ酒ヤ女ニ溺レテ多小ノ金ヲ費スハ利益ナリト被申候哉。私ノミナラス酒ヤ女ノ為メニ身ニ方向ヲ失フタルモノハ世間ノ幾多ノ青年壮士皆同感ノ事ト愚考仕居候。自分ノ身程ヲ顧ミス華族ヤ豪商ナトヽ交際ヲ結ハントセハ隨分多分ノ金銭モ必要ニ相違無之候得共、自己同等ノ人トノ交際スルニハ決シテ多分ニ金ハ要セサル義ト存候。最モ自己ヨリ勝レタル学者先生若シクハ紳商連ト交際ヲ求ムルハ何ヨリ欲望スル義ニ候得共、之レモ誠心ヲ以テ交際候ニハ決シテ金銭ヤ衣服ニハ関係無之候ハスヤ。尚ホ交際ノ義ニ御意見有之候ハヽ御教示相成度候。次ニ私ニ社会ニ熱心ニセヨトノ儀、仰セ乍不及後日私ノ力ノ続ク限リ社会ノ事業ニ對シ熱心ナル運動ヲ致スヘク覚悟罷在候間、片時モ貴嬢ノ御辞ニ背カサル様心掛可申候。次ニ貴嬢ニハ私ヲ御褒メ被下候ニ「貴君ノ御前ニ向フ御方ハ有マイト」申聞サレ候得共、私ノ身ニ取リ如此御褒詞ヲ頂キ候テハ心中恥敷安心仕置候間、此御詞ハ丈ハ御取消相願度候。例ヘテ申上候ヘハ此處ニ一人ノ令嬢アリ。其ノ父母ニ向テ貴下の令嬢ハ天下隨一ノ絶美人小町ヤ揚貴姫モ及ハス申サレ候ハヽ、其父母其御世辞ヲ聞テ眞ニ其通リナリト喜ヒマサウカ。客カ主人ニ向テ御世辞ヲ申スハ自分ニ損ナク先方ニ喜ハスルモノ故、決シテ悪クハ無之候得共、余リ賞メ過キラレテモ夫レ丈ノ才智容貌ナケレハ反テウラ恥敷次第ニ候ハスヤ。私ノ如キモノハ明治ノ今日敢テ数フルニ足ラスモノ斗テハカク箒テハクモ澤山テハカリキレマスマイ。私ノ無智不能止ムヲ得ス、貴嬢ニ取消ヲ相願候次第ニ御座候。未タ陳述シタキ事柄モ澤山ニハ候得共、紙ニ限リアリ止ムヲ得ス惜シキ筆ヲコヽニ留メ申候。種々クタラヌ事申上候故、前後御判読奉希上候。

貴嬢の御歌の足にすかりてこしおれをならへ申候。

迷はする人のありとも迷はじと誠〔直なる〕の道をあゆむ此身は

幾千代もかはらぬ神のみひかりに心のやみをてらす嬉しき

たくひなき神のめくみに罪ふかき身も安らけくなりにけるかも

立そめしかたきちかひをやふらじと日毎に磨くまごころの玉

涼しさやせみなく松の木かげかな

團扇さへ今日は重き暑さかな

8　暑中伺

（略）

9　復吾兄

拝復阿兄足下　昨午后二時兄ノ手書ヲ得タリ。熟読再四、悌愛ノ情紙上ニ溢ル深謝。弟入院爾来本日ニテ恰度百日治療方ニ適セサルニ非サルヘク薬石病ニ的セサルニ非サルヘキモ、未タ不幸ニシテ全癒ノ効ヲ奉シ之ヲ報スルノ喜ニ際スルヲ得サルナリ。然リト雖モ其日ノ病状ハ追日快方ニ赴クト雖モ、三月中旬ヨリ宿患痼疾ナルヲ以テ食ノ餞ヲ飽カシムル如ク其効ヲ見ル能ハス。荏苒久シキ彌為メニ厳慈及ヒ阿兄等ヲシテ弟ヲ憂フルノ念ヒ寸時モ胸裡ヲ去ル能ハサラシム。弟ノ罪ヤ深シ弟ノ不幸ヤ大ナリ。弟ノ心中亦早ク吉報ヲ呈スルヲ欲セサルニ非ス。今ヤ行歩坐臥毫モ病苦ヲ感セサルヲ以テ強テ之ヲ請ハヽ或ハ退院セシメサルニモ非サルヘシ。只懼ル退院后患部再發スルノ虞アルヲ。退院后時日ヲ経過シテ再發ン演習ヲ休業スルカ如キコトアラハ則チ二等症ニシテ自然ニ發スル疾病ト差違アルコトナシ。二等症ニテハ除隊（病ニ因テ）セラルヽモ恩給ノ挙アルナシ。弟ノ身ハ父母ノ遺体之ヲ傷クルモ不孝ナリ。況ンヤ萬一后日再發スルハ今日ヨリ治療ノ困難ニシテ、或ハ不具ニ陥ル虞アルニヤ。今日迄退院ヲ願ハサルモノハ後日ノ悔ナカランヲ欲スレハナリ。弟ハ他日ノ望ヲ抱ケリ。除隊后ノ目的ヲ定メタリ。体軀ハ第一ノ資本ナリ。第一ノ資本完キヲ缺カハ何ヲ以テ目的ヲ達セン。何ヲ以テ属望點ニ到ラン。弟ノ目的ハ遠大ナリ。其経路ニハ山アリ河アリ。之ヲ渡渉シテ自己ノ欲スル地点ニ到ハ容易ノ業ニ非ス。健腕山ニ攀テ健脚河ヲ渉ル。其労モ亦非常ナラン。然レトモ弟ハ好テ其労ヲ負ハント欲スルナリ。故ニ如今病院ニ跼蹐スルモ書

ヲ読ミ算ヲ習フ他余志ナキナリ。西哲ニ曰ク、汝睡眠ヲ貧ル勿レ、睡眠ハ人ヲ貧困ニ陥ラシムト。弟ハ此言ヲ服膺セリ。昼間他ハ昼寝セリ。然レトモ弟ハ安眠セサルナリ。此言ノ弟ヲ益スハ鮮少ナラサルナリ。弟ハ他日ノ計画ヲナシツヽ、又其体軀ヲ治療シツヽアルナリ。弟ノ一行一為ハ皆厳慈ノ喜戚ニ関ス。弟ヤ決シテ軽躁無謀ノコトヲナサシ。弟ノ一日早ク退院スルハ厳慈ヲシテ一日早ク安心セシムルナリ。弟ヤ此理ヲ知レリ。故ヲ以テ徒ラニ病勢ヲ激シテ治癒ヲシテ緩慢ナラシムルカ如キコトヲ為サシ。意ヲ加療ニ鋭クセリ。盍シ全快ノ報ヲ呈スハ遠キニ非サルヘシ。希ク為メニ清慮焦煩セラレサランコトヲ。時期三伏熱天燥地體懶四肢疲ル胃腑亦消化ノ力ヲ減ス。飽食暴飲或ハ暑威ノ侵為ル候モ難シ。弟ヤ竊ニ懼ル、厳君ノ酒量ヲ過コスコトアルカト。俠ヲ阿兄ニ乞フ乍余所注意アランコトヲ。慈母ノ健康果シテ如何。他日弟ノ膝下ニ歸リテ孝養ヲ尽スヲ得ル迄ハ萬々阿兄ノ注意ヲ煩ハス。大阿兄及ヒ嫂並ニ由徳等皆健全ナルヤ。弟等ハ幼時最モ愛スヘキ小妹ヲ失ヘリ徃事ヲ回想シテ悲哀セスンハ非ス。幸ニ又親愛ナル由徳等兄妹アリ。以テ少シク慰スヘキカ。弟ハ今日迄失敗セシ経験ヲ鑑テ以テ由徳等ヲ導カント欲ス。弟ハ教育ノ忽ニスヘカラサルヲ感セリ。弟ノ非行ヲ後悔スル度ニ由徳等ノ将来ヲ豫想セスンハ非ス。阿兄ヨ大阿兄ニ弟カ微衷ヲ告ケ以テ由徳等ノ薫陶ヲ忽諾ニ附スル勿レ。弟カ教育上ニ就テハ又一口ノ簡見アリ。他日期アラハ之ヲ開陳セン。敬愛ナル淺阿兄ヨ、兄ハ商業ノ為メ此焼クカ如キ赤土焦土ノ途ヲ奔走セラルヽナラン。兄ヨ節調愛護ノ十萬自重セヨ。頓首。

10　野村兄の入院一年の月夜に思ふ

廿二年八月良夜明月中天にかゝり微風
袂を翻し清涼の氣人をして思はす快し
呼はしむかゝる景色を空にして臥床に上るもいと惜きまゝ廊下近ク端座して天恵の光彩を眺めつゝありしに野村兄の入院爾来、早や一年の永き間を過せしとて左の句を詠せられしかは

明月や野面に思ふ去歳のこと

拙も同し心を

照る月の光りは去歳にかはらねど
変りし身こそかなしかりける

我なから思はさりけりいたつきに
同し臥寝の月を見んとは

憂きことと共に積りて夢の間に
早や一歳を過しぬる哉

廿二年八月良夜雲なく澄みたる空にかゝる月の光りもさやかに、袂を翻しぬる微風にやさしくそよぐ夏木立、萩の葉末に於ける白露の玉を併せつゝなと、憂なき身にしあらんにはいとも言はれぬ好景色なれと、病院にあるはかなさは何れも悲みを療すのかたちにて故郷のこと過来し方定まらぬ身の行末なと思ひ出されて寝られぬ儘に廊下近ク端座して此天恵の光彩を眺めつれど、思ひある身は叢にすたく細く切々たる虫の声もいとゞ哀れを添へぬる折から野村兄の入院以来恰も一年の永き間を過しぬるとも　　云々
拙と兄の心の内をしはかられておなし思ひのこしおれを

11　呈中山氏

拝呈仕候。陳ハ追々冷氣相増々折柄、足下益々御康勝公務ニ勉励セラレ候相奉承知陳而生輩当月七日一旦退院致候處、行進乗馬演習其他非常ナル労働ナリシヲ以テ、患部再發致し不得止去ル十九日又入院治療ヲ乞フノ不幸ニ立到候。然シ格別苦痛等是無候間御安心被成下度候。先ハ右御報知申上候。乍畧儀以此便如斯ニ御座候。草々
尚先般入院中ハ遠路態々御見舞ヲ辱フシ、其后御手紙ヲ送リ賜ヘリ度々重々御厚情奉深謝候

12　病院

半象門（ここ）前の御濠端青色の塀囲ひ余り見馴れぬ一構ひ、東の方は濠を隔て鬱蒼と千歳経ぬらん。松柏竹の緑りも萬代を寿え御世也日の本の帝在す新皇居東隣りの地続きわ近衛諸兵の監督署中央司契部陸軍省巍然と聳ゆる参謀本部空を摩する三層楼、品川沖を俯し望み壮宏謂わん旁もなし。西と北とわ麹町通りの坂も十余り三ツの街も賑しく電燈会社の煙突わ吹出す烟り日を掩ひ響く轟ろく、發電器、乗合馬車の喇叭の音……轆々と走る人力車徃とかへりの人の影……其の熱閙も知られけり。微かに聞ゆる人の声……囲の内は寂然と周囲の繁華に引かへて最も静けき別天地東門に轉り、如何なる人の住ならん。是れそ東京衛戍病院、壕端通りに正門……、其の入口右に小使の番所……背の方少し隔ちし處車夫馬丁の休息所、続て車置場馬繋き處　……左にわ酒保（陸軍部内ニテ日用必需品及ヒ酒類菓子麪麭を賣捌ク處）……衝當りの一棟わ洋風の建築ニテ玄関に登りて廊下のの隅に受付處…入口は事務室……次は軍医正の室……奥まり一間院長の居室（當時院長石坂）……右斜めに歩を轉すれは士官病室に入るの門（カブキ）なり。此門を入らずして左打すぐれば庖厨に倉庫の間を通り抜けて患者出入門あり。

重病患者にあらざるよりは乘車の儘入ることを許さず。門を入玆に十字形なる廣き通路を幹線として縱橫に小徑を通す。幹線の北端に非常門……西端に通用門を設く。院内は高燥の地庭園廣潤樹西洋流の栽植、充分なる人工の幇助あり。木石の配置假山の芝生、四季の花卉香を競ひ芳を鬪いし。青松緑竹眼を喜はし心を怡ましむ園の春。地を画する數段平面より低き五尺許又降る十數段低さ合して丈半に過ぐ、上層には躑躅花萬代松等を植へ下層の一端に瀑布あり。石を疊み石を敷き竪二十尺横三十二尺板を葺きて之を覆ふ。以て喜なす三頭の鰐座口玉川の上水を吐き直下丈余碎けて珠を迸らす。壺前に藤樹あり。大き一抱蔓延して東屋ノ形を為し枝を錯へ葉を重ね日光遮蔽して漏すなし、夏時炎熱炙くか如き候。此瀑に浴シ此藤下に憩ふ頓に煩熱の苦を忘心気爽快仙境に遊ふか如し。況んや首夏藤花の候紫花瀑布に反映し紫玉を轉すか如く一層の光彩を添ふ。真に園中第一の好勝区なり。

病室は更に散在す。室と室との間樹木を以て隔離し壱番室より拾三番室に至る。室の構造は横長にして、中央は玄関を設け玄関の次を食堂となし、食堂の左右は皆押入にして種々の雑品寝具等備置す。其奥を看護長の事務室とす。爰に常用薬品治療器械等を備置す。事務室の側らに湯呑所あり。湯呑所の一方に裏口を設く。一室ハ之を東西に区別す。玄関より左を東室、右を西室と云ふて其構造は竪拾間横四間許、如此もの二面を合せて一室と為し一室には四十人を入る。西側に硝子窓九其下部に小窓あり。南面の窓の上部に乾氣窓を設け綱を以て開閉す。寝臺の装置は足を向き合せ中間四尺余を隔てゝ二列に駢べ一列十臺合して二十臺あり。東方窓外に掾側あり。幅丈許長サ実ニ概ネ六間室内運動場となす。掾に続て浴室及ひ面洗處少しく隔りて厠を設く。厠は洋風と和風なり。以て患者に便にす。窓外は緑樹茂り鳥雀囀り蜂蝶舞ひ梅花の雪桃色の紅桜色の艶……海棠の姿……山吹の紅、四時の花あらさるなく香ならさるなし。新鮮なる空氣は吾人の胸壊を清洗し身は是れ畫面中の人なるかを疑はしむ。此愉且は快なる畫面中に入り名医の診を受け貴重なる薬品を服すを得る実に吾人軍人のみ。軍人の幸福豈至大ならすや、只これ偏に皇帝陛下の吾人軍人に特殊の仁慈を垂れさせられ優握なる洪恩を以て愛撫せらるゝの致す處なり。吾人軍人たるもの一身を粉砕して國に竭すと雖も、此れ國民一般の義務を果すのみ。何を以てか陛下の慈仁至愛なる鴻恩に報せらるへき。吾人軍人たるもの厥起奮励忠誠を竭さすして可ならんや。

13 淺見兄への手紙の下書

我親愛ナル淺見兄足下

足下ヲ、余ハ此一週間前位ヨリ兄ト手ヲ携テ園中ヲ逶遶スル際、足下ニ縷々余カ衷情ヲ陳述シテ基督教ノ吾人人類トシテ必シモ信奉スヘキモノタルコトヲ勧告セリ。足下ノ脳中未タ余ノ言辞ヲ記憶セラルヽヲ。余亦基督教ノ眞味ヲ咀嚼セシモノニ非スト雖モ、其聖書ヲ繙キ其言行ヲ鑑ミタリ。而シテ一種ノ感情ハ余ヲ刺撃非常ナル精神ノ變化ヲ生セシメタリ。見ヨ筐中一物ヲ蔵スルモ之ヲ手ニシ之レカ蓋ヲ發カサレハ其果タシテ何物タルヤヲ辨識セラレサルヘシ。余ハ足下ノ聖書ヲ開カス則チ聖書中ニ在ル無限ノ味ヒロニ甘ク心ニ快ク体ニ滋養ナル精神ノ食物ヲ味ハストテ徒ラニ之ヲ擯斥スルヲ痛惜セスンハ非サルナリ。余ハ其蓋ヲ除キ其香味ヲ嚢ヒ之ヲ口ニシテ既ニ其精神ニ補益スル處アルヲ感セリ故ニ、目下之ヲ咀嚼シテ胃腑ニ送下セントスルモノナリ。嗚呼足下ヨ人世限リアル肉体ノ快楽ノミ懇々セスシテ其眞正ナル快楽ヲ求メヨ。余ハ該教ノ吾人ヲ益スル鮮小ナラサルヲ知レリ。然レトモ聖書ノ友月報十三、十四兩号ノ附録及ヒ十四號ノ雑報ニ詳悉ノ辨明セラレタレハ敢テ玆ニ呶々セサルナリ。足下ヨ、余ハ執拗ニモ足下ノ擯斥スル所ノ基督教ヲ足下ノ誠心正意ニ之ヲ信奉セラレンコトヲ希望スルモノナリ。余ハ之ニ因テ自ラ利シ自ラ益シタリ。故ニ独リ之ヲ專ラニスルハ余ノ足下ヲ愛敬スル精心ニ快シトセサルノミナラス又教理ニ背反セルヲ以テ、足下モ亦此教ニ依テ其處世ノ道ヲ探究セラルレハ、其益スル處実ニ豫想外ナルコトヲ確信シ、足下ノ意ニ垂許スルコトヲ自認スト雖モ、同郷ノ好之ヲ黙ルニ附スル能ハス。月報六部リフレット七葉附録二葉ヲ敢テ坐右ノ劉覧ニ供スルコトヽナレリ。リフレットハ多クハ児童ノ為メノミナレハ或ハ足下ヲシテ余ハ足下ノ感情如何ニ因テハ復更ニ聖書及ヒ其他ノ雑誌ヲモ貴覧ニ供スヘシ。親愛ナル足下ヨ、願クハ心ヲ虚フシテ眞理ヲ味レシコトヲ。キリスト曰ク、心虚シモノハ幸ナリ神ノ教ヲ聴クヲ得ヘシト。足下ヨ、夫レ之ヲ諒セヨ。

14

呈家兄

赫熱金ヲ鑠カシ焦土赭烟ヲ飛ハシ簾下ニ轉輾スレハ、蒼繩ノ苦ム處ニナリ晩涼ニ花筵ヲ展ヘテ床上ニ清風ヲ迎フレハ、蛟姦ノ襲フ處トナル。一身措ク處ナク昼夜喘々焉トシテ造化ノ無情ヲ嘆スル外無キ三伏ノ酷暑ノ候モ待タヌ月日ノ夢ノ間ニ為スコトモナク經過シテ、本年モ既ニ中晩秋ニ至レリ。青年易老学難成歩々タル秋風ハ樹梢ヲ拂フテ階前ノ梧葉為メニ飄落シ、弟カ入院セシハ晩春ナリシ。当時燗漫タル花ヲ以テ美観ヲ装ヒタル櫻樹モ、今ハ此遠慮ナキ風ノ為メニ、其葉ハ一片二片ト梢上ヲ辞シ去リツヽ、裸体ノ幹ヲ露出セリ。蕭殺又蕭殺。眼ニ視耳ニ聴ク處一トシテ愁ヲ惹キ悲ヲ催サヽルナシ。(而シテ

弟カ一身ヲ顧ミレハ、半歳ノ久シキ自由ノ空氣モ呼吸セス、病魔ノ為メナリト雖モ臥床ニ轉輾シ、徒ラニ籠鳥ノ飛翥シ難キヲ嘆ス）

一夜三更四顧寂寥トシテ冴タル清空月光昼ノ如ク、白露荻葉ニ滴リテ玉ノ如ク、叢裡ノ虫声断続絃ノ如シ。此景色ニ對シ誰レカ萬感ノ胸懐ニ往来セサルアラン。感情一湧又一湧仰テ明月ヲ見、故郷ノ空ヲ慕ヒ得シテ一身ヲ顧ミ、目ヲ既往ニ轉シ思ヲ将来ニ馳スレハ、胸騒キ心躍リ感憤自ラ耐ヘス。自己ノ失行ヲ痛悔シテ該然トシテ涕泣シ、血涙ノ襟袖ヲ湿スヲ知ラサルナリ。夫レ然リ、尚ハ既ニ廿二歳ノ歳月ヲ閲ミシタリ。従テ、鞠育ノ恩ヲ擔ノ至大至洪何レノ時カ之ヲ報ユルヲ得ンヤ。熟々一家ノ状態ヲ考ヒ諸兄（尚モ又然リ）ノ所為ヲ査窮スレハ、一トシテ嚴慈ノ心ヲ慰スルナシ。唯ニ慰セサルノミナラス、却テ嚴慈ノ心慮ヲ焦煩セシメサルナシ。実ニ咽鳴シテ慟哭セスンハ非ス。尚ヤ数年以来、父兄ノ思ヲ煩シタル樓指スルニ遑アラス。然ト雖モ以后決シテ嚴慈ノ心ヲ労セサルヘシ。尚ヤ世ノ罪ナル快楽ヲ断念セリ。酒ヲ断念セリ。烟草ヲ断念セリ。虚飾ヲ断念セリ。尚ヤ忍耐スヘシ。勉励スヘシ。節倹スヘシ。自今唯期ス自立特行センコトヲ。独リ希フ、自己ノ井水ヲ飲ミ自己ノ家屋ニ住センコトヲ。如斯決意セリ。然リ而シテ今ハ則チ単身空拳一朝ニシテ能之ヲ獲得スヘキニ非サルヲ以テ其労ヤ一拳手ニ非ス、其苦第一投足ニ非サルナリ。尚ヤ拙速ヲ尚ハス陋遅ヲ企図スルモノナリ。其ノ期スル處ノ目的ノ波止場ニ達スル数年ノ後ナランモ、大風暴雨厭フ所ニ非ス。樓岩奇礁懼ルヽ處ニ非ス。尚カ満腔ノ精神ニハ唯一ノ嚴父慈母ヲシテ安心セシメシヲ欲望スルモノナリ。尚ヲシテ此決志ヲ與ヘタルモノハ亦此精神ノミ。尚ヤ未タ充分ナル経歴ナシ。然レトモ敢テ無謀暴進シテ自ラ不則ノ禍ヲ連招スルコトヲ為サシ。是等ノ点ノ過慮セラレサランコトヲ。以上陳来ル如ク尚カ一生ノ目的ハ、嚴慈ヲ安スルニアリ。嚴慈ヲシテ安心セシムルヲ得ハ、尚カ目的達シタルナリ。安心スルヲ得サルヤ、未タ（目的ノ港ニ達スル迄）航海ノ途中ナリ。嚴慈ノ為メ何事カ忍フヘカラサラン。嚴慈アツテ始メテ目的ヲ遂クルヲ得ヘキナリ。尚ヤ片時モ嚴慈ノ健康ヲ祈ラサルナシ。一日モ一家ノ洪福ヲ希ハサルナキナリ。愛深キ嚴君ニハ尚カ入院中屢々車ヲ枉ケテ尚カ病状ヲ慰問セラレタリ。其壮容ヲ拝シ、其慰言ヲ聴ク頓ニ病苦ヲ忘ルヲ得タリ。感謝何ソ耐ヘシ。尚ヤ母公ノ健康ニ於テ憂フル所ナシ。父君ノ健康亦他ニ憂フヘキナシト雖モ、唯懼ル酒ノ必ス健康ヲ損スルコトヲ。「父君曰ク、餘命ナキ身何ソ之ヲ禁スルヲ用エン。少壮汝ノ如キモノ或ハ禁スルノ必用アラント」鳴呼、父君ニハ酒魔ニ降伏セリ。酒ノ害スルヲ知リツヽ之ヲ棄ツルニ忍ヒス。何ノ未憐ノ至リナルヤ。酒ノ害ハ老

壮ニ因ラス。飲ムハ飲マサルニアルナリ。一盃ハ一盃ノ害アリ。十盃ハ十盃ノ害アリ。父君ハ單ニ餘命ナキヲ以テ之ヲ禁セスト云フ。尚ハ将ニ謂ハントス。餘命ナクンハ尚ホ之ヲ禁スルノ必用アリト。尚ホ兄弟ニシテ誰レカ父君ノ延寿千萬年ナルヲ希ハサルアラン。若シ夫レ父君ニシテ頑然酒ヲ禁セス以テ永眠ニ就クコトアリトセンカ、之ヲ天命ト云フヲ得難。自ラ之ヲ戒フタリト為サン、尚ホ其時ノ感情ハ果タシテ如何ソヤ。若シ父君ニシテ尚ホノ願ヲ許容シテ禁酒シタランニハ何ソ今日ノ悲哀アランヤト。尚ホノ遺憾身ヲ終ル迄忘ルヽ能ハサルヘシ。今夫レ之ニ反シ父君ノ尚ホヲ憐愛スルノ厚キ断然酒ヲ絶タハ、父君百歳の后決シテ此悔アルコトナク、其天寿ヲ以テ永眠セラレタリト云ハン。父君專ラ酒ハ人ヲ死ニ陥レ禍ニ導クノ毒水ナルヲ記憶セラレンコトヲ。尚ハ厳慈ノ喜フ所ニ喜ヒ、悲ム所ニ悲ム、其苦楽ヲ一ニスルモノナリ。誰カ父母ノ喜ハサルコトヲ談論シ、父母ノ悲ム所ノコトヲ為スヤ欲スルモノアランヤ。尚此書ヲ草スルニ当リテ血涙ニ咽ビ筆端為ニ渋滞シ、中口廢セント欲スル数回、然リト雖モ父君ノ毒水ヲ甘飲セラル、ヲ見ル。其害悪ヲ蒙ラレル其子ノ情豈之ヲ黙過スルニ忍ビンヤ。憶乎、天下忍ンテ忍フヘカラサルモノナシ。唯此一事、尚ハ之ヲ忍フ能ハサルナリ。其酒害ノ非常ナルニ至テハ日の丸二、三、四号ニ詳論セリ。第一號ヲ參観セラルレハ一層明瞭ナラン。衷心ヨリ迸出セントスルノ感情ハ此寸墨一紙ノ能ク載スル所ニ非ス。当ノ精神ノ存スル所ハ曩此書中ニ論述セリ。嗚呼、父君ノ視神経ハ此書ヲ閲シテ如何ナル感覺ヲ惹起セラルヽヤ。尚ヲ撫育シタル父君ノ手其手ノ好テ盃ヲ挙クルカ如ク、自今日の丸ヲ手ニセラレンコト是レ尚カ畢生ノ希望ナリ。尚カ其健康ヲ保チ天寿無量福徳円満ナランコトヲ祈ルノミ

梱頭ノ至リニ耐ヘス

尚拝

15 呈大阿兄

阿兄足下、去ル廿一日ハ御来訪ヲ辱フシ奉感謝候。其際御壮容ヲ拝スルニ、兄ノ癇疾トナリタル眼ハ自ラ衰微ヲ呈シ、加之咳嗽頻發肺部ニ異状アルカ如シ。阿兄ノ痰持チナルハ尚カ在郷ノ頃ヨリノコトナリシモ、今ヤ其勢ヒ益ス盛ナルカ如シ。尚熟考スルニ、其之ヲ致スモノハ烟草並ヒニ酒等重ナル原因ナラン歟。阿兄ヤ父君ノ酒ノ（經済上及ヒ健康ニ）害アルコトヲ談セラレタリ。尚モ亦之ヲ知ル。然レトモ阿兄ノ人ヲ感動スルニハ自己ノ品行如何ニアリテ存ス。尚ヤ阿兄ノ深酒ヲ嗜マサルヲ知ルモ、其烟草ニ至テハ阿兄ノ（經済上及ヒ健康ニ）大害アルヲ確認ス。然ルヲ以テ阿兄父君ヲシテ酒ヲ廢止セシメントセハ、先ツ自ラ之ヲ廢止シ自ラ行ヲ正フシ、而シテ黙

々ノ裡父君ヲ感動シ父君自ラ盃ヲ擲タンムヘシ。如カス酒及ヒ烟草ノ人身ヲ害スルコトニ至テハ併送セシ日ノ丸ニ詳論セリ。阿兄希クハ深ク鑑ミラレテ可ナリ。阿兄一覧ノ上父君ノ劉覧ニ供セラレ其第四号御傳達有之度。関点ヲナシタル處ハ実驗セラルレハ更ニ幸甚。別紙父君宛一巻及ヒ(リーフレット日ノ丸内ニアリ)数葉ハ由徳及ヒをゆう嬢ノ娯楽ノ一助トシテ送呈致候間御配與被成下度候。追而御一續御拝察度被下奉存候。私ノ患部ハ過日御覧ノ通リ快方ニ付、母公ノ安心セラルヽ様御傳聲ヲ被下度

草々

17

呈三澤兄

敬愛ナル三澤兄足下

愛兄益御清剛奉賀慕候。降而劣弟亦幸ニ天父ノ御厚祐ニ頼リ安然罷在候間御放心被成下度候。弟ハ先便以来殆ント三旬意外ノ疎濶ニ失シ候ノミナラス、弟ハ去月十九日旧患部再發ノ為メ復又院ニ入ッテ治ヲ請フノ場合ニ立到レリ。当時直ニ兄ニ御報知可致處、弟カ怠慢ノ癖乍思今日迄遷延致シ候。罪謝スル處ノ言辞モ無之候。只兄ノ愛憐ノ情ニ富メル希クハ其非ヲ責ムルナクンハ幸甚無之至リテ御座候。且又弟ノ患部再發トハ申ナカラ、決シテ病勢ノ増劇シタル義ニ無之、行歩坐臥通常ヨリハ幾分カ不自由ナルヘキモ、敢テ〇〇無之程ノ輕患ニ付、深ク御配慮被下間敷候。入院后ハ毎日野村兄ト聖書ヲ研究シ、弟ハ益スル處実ニ不尠候。弟ハ本年五月、初メテ野村兄播カレ、今ハ再ヒ其培養ヲ受ケ薄信ナカラ主ノ恩恵ニ時々刻々益々多々ナルヲ覚ヲ以テ、是偏ニ諸愛兄ノ弟ノ為メニ悃誠セラルヽニ因ルコトト存シ、弟モ亦諸兄ノ為メ恒ニ其祝福ヲ祈リ居候次第ニ付、自今尚ホ弱信数ナラヌ弟ノ為メニ御祈リ被下度奉希候。弟ハ先月七日退院同十九日迄二回ノ安息日ヲモ經過セシモ、折悪敷一度モ教会ニ到リ其美シキ集リニ列スルヲ仰サレハ、遺憾ノ様ナリシモ或ハ閑ヲ愉テ数寄屋橋教会ニ到リ田村牧師ニ面会ヲ請イシモ、同師不在ニテ同教会聖書之友會員本郷定次郎氏余ヲ樓上ニ案内シテ応接セラレ余ノ為メニ祈ラレ候后、聖書ヲ朗読シ種々勧奨セラレタリ。終リ主恩ヲ感謝セラレ加テ弟ノ不敏ヲ謗テラレヘ永ク交誼ヲ締ハントテ互ニ握手シテ袂ヲ分チタリ。故ニ弟ハ集リニ列スルヲ為サリシモ、單ニ一回会堂ニ登リテ此益友ヲ与ヘラレタリ。天父ノ恩深且洽何レノ辞カ感謝ノ意ヲ表サルヘキ。只誠心正意主ニ従ヒ奉ル外無之ト存候。弟ハ廿余年来ノ夢彷ノ栄華ニ心酔シテ暗中ニ抱ニ彷徨シツヽ在リシモ眞理ノ光ヲ認メテ以来、其光ノ近クニ従テ漸々黒幕ヲ壊シ去リテ眞ノ平安和樂ノ生活ニ救上レラレ候儀実ニ幸福ノ至リニ候ハスヤ。然リト雖モ兄ヨ弟ハ之ヲ以テ満足セシニ非ス。況ンヤ未タハプテスマヲモ受ケサル今日ナレ

ハ、片刻爰時モ嚴戒シテサタンノ誘惑ニ打勝ネハナラヌ儀ト一層注意致シ居候。且又退院后ノ經驗ニ依ルト嚴確ナル規律ノ束縛ニテ公然聖書ヲ所持スルヲ得ス。其之ヲ研究スル暇モ充分ナラス。先便申上候通リ悪魔ノ勢力絶大ニシテ動モスレハ其術中ニ陥ラントスル数々ナリシモ、入院后ハ充分ナル暇有之候ハ、野村兄ノ援助モ為メニ信仰ヲ助クルコト不少候。是レニ於テ弟感シタリ。弟カ再度ノ入院不幸ト申サンカ幸ト申サンカ、弟ハ憚カラスカク言フヘシ。実至幸事賜ナリ。夫レ暇ナクシテ聖書ヲ読マサルト、暇アリテ聖書ヲ読マサルト其罪ノ大小輕重自ラ明カナリ。弟ハ目下ノ位置其負ノ所ノ至重ナルヲ知ル。敢テ一日モ聖書ヲ繙クヲ怠ラサルナリ。嗚呼、今日ノ幸ハ明日ノ禍、今年ノ不幸ハ明年ノ福ナリ。其聖旨ノ存スル處人力ヲ以テ焉ンソ測度スルコトヲ得候ヘキ。吾人ハ絶叫セン。只聖旨ニ任セ賜ヘト。此外別ニ辞ナシト確信致候。

尚ホ申上度義モ有之候得共、余リ長文ニ失シ候間、右御報告旁々所感ヲ添ヘ其余ハ拝眉ノ時ヲ期シ候。時季日一日ヨリ寒気威ヲ加フ。愛兄及ヒ御地諸兄姉一層主ニ在リテ千萬ノ自重セラレンコトヲ祈ル。アーメン。

18

再呈三澤兄

親愛ナル三澤兄足下　愛兄愈主ニ在テ御安康道ノ為メ御働キナサレ候段奉賀上候。野村兄及ヒ愚弟共幸ニ天與ノ恩雨ニ浴シ健全ニ罷在候間御安心被成候。却況本日弟ハ喜ハシキ報知ヲ兄ノ机下ニ捧スルノ機会ニ接シタリ。嗟乎、吾人ノ父ナル神様ハ弟ノ信仰不熱心ナル祈禱ノ哀求ナレトモ尚ホ之ニ感応セラレ今回同室中二三名ノ求道者ヲ与ヘラレタリ。是ニ於テ弟等ノ信仰恰モ一階ヲ昇リシカ如ク覚ヘ候ノミナラス益々其恩恵洪大ノ無遍ナル力ニ感激致候。実ニ昨日ハ弟等ノ喜ニ満タサレタル安息日ナリシ。野村兄ト弟ハ新ニ恵マレタル求道者ノ爾來神恩ニ頼リ其神ノ忠僕ト成ルコトヲ得ラル、様ニ祈リ且ツ弟等ノ如斯神ノ導キニ因テ福音ヲ傳ヘルコトヲ得タリシコトヲ感謝シ、更ニ祈禱ト感謝トヲ以テ昨夜十時過キニ褥ニ就キ申候。其内一名ハ其神田ニ在ル處ノ知巳ヨリ聖書ヲ取寄セルトテ本朝發信シ他二名ハ聖書ヲ購読致度旨申出ラレ候ニ付過般御買求メ被下候。弟ノ聖書ヲ示シ其代價等相話シ聖書ノ價値ハ表装ニ依ラス記スル處ノ天啓ノ言辞ナル旨ヲモ申シ候得共后日保存上ニ於テ御皮製ヲ他ヨリ利益ナラントテ兩名モ御皮製ヲ望ミ居ラル、別紙ノ通リ御買求メ之上御序ヲ以テ御面被下度誠ニ遠路ト煩忙之處ヲモ顧ミス度々御迷惑ヲ相懸候段。恐縮ノ至リニ存候得共他ニ其方法モ無之候間、不得止愛兄ヲ煩ハシ候ヘ次第ノ儀ニ付何卒御許賢察被成下度奉希上候。先便ニテ申上候通リ前述ノ如キ神恩ノ屢弟等ノ頭上ニ向テ降ハ偏

ニ愛諸兄ノ熱心ナル祈祷ニ因ルコトニ確信罷在候間向后尚ホ一層御祈被下候度。御地諸兄姉ハ前段御傳ヘ被下候ヘテ其優握ナル神恩ヲ感謝被成下度偏ニ奉願上候。弟ヤ此書ヲ草スルニ望ミ心中ノ愉快譬フルモノナリ。唯希フ所ハ全能ノ神吾人ノ主イエスキリストノ恩恵ニ因リ不絶如此書ヲ愛兄ニ呈スルノ喜悦ニ満タサレンコトノミ。アーメン。

19　告別ノ辞

親愛ナル戰友諸君……私ハ昨年十二月初メテ諸君ト相見ルコトノ幸ヲ得マシテヨリ爾来寝タルニ床ヲ駢ヘ食スルニ卓ヲ同フシ喜ヲ共ニシ悲ミヲ分チ其親ニ同胞ノ如ク以テ本年四月下旬迄半ケ年務ムルコトカ出来マシタ。然ルニ不幸ニシテ一旦入院スルニ及ヒテヤ。私ノ物品第一ニ諸君ノ手ヲ煩ハサヽルナク諸君ヲシテ何ニモ出来ヌ私ハ諸君カ御世話ニテ一層辛労ヲ増サシメタリ。加之ハ私カ六ケ月間余ノ入院中度々御来訪ヲ辱フシ病褥ヲ慰メラレン御厚情等凡テ感謝ノ外ハ有リマセン次第テス。私ハ昨年ヨリ一ノ大ナル楽ミヲ持テ何事ヲ為スニ付テモ此楽ミヲ思ヒ出シテハ其苦ミヲ忘ルヽコトヲ得マシタ。然ルニ今日ニ至リ敢ナクモ其楽ミト別離セネハナラヌ場合ニ到リマシタ。其楽ミトハ何テアリマセウ。則チ来月ヽ以テ諸君ト共ニ未タ知ラサル處ニ到リ未タ見サル處ノ物ヲ見未タ聞サル處ノ事ヲ聞キ假令四師團ナリ六師團ナリ若シ私ノ目的ノ通リ幸ニ行クコトカ叶ヒマシタラハ休日ニハ諸君ノ案内ニテ其地ノ名處旧蹟ヲ探リ故ヲ温メ新ヲ知リ以テ我智識ヲ増シ聞見ヲ廣クセントノ目的テアリマシタ。如此快楽ナル目的カ正当ナル事故則チ一期ノ上等兵諸君ノ如ク本年満期トカ何トカナラハ私モ断念スルコトカ出来マセウケレトモ、諸君ヨ最早私ハ当然ノ人間テハナク実ニ不具ナル一男子ニナリ果テマシタ。嗚乎悲乎諸君ヨ、私ハ不具トナリシ為ニ昨年以来楽ミシ處ノ此大ナル目的ヲ失ヒ今日迄兄弟ト思ヒシ處ノ諸君ニハ袖ヲ分チ其上不具ニナリテ皈ル私ノ心内ハ何テアリマセウカ。何卒諸君諸君之察ヲ願マス。然シ又考ヘテ見マスレハ入院中ノ永キ間厚キ治療ヲ受ケ手ニ手ヲ尽シテ至ラサルナク夫レテ全快シタノテアリマスカラ実ニ是非ナキ次第。只私ノ災難ト断念マスヨリ外ハアリマセン。又多小ニ拘ハラス恩給金モ下賜セラルヽカニ承リマシタ。諸君ヨ誠ニ我叡慮受むは、皇帝陛下吾人軍人ヲ愛撫セラルヽノ深キ諸勅諭ニモ明カニ載セテアリマス通リ、吾人ヲシテ屍ヲ山ヤ野原ニ暴スモ毫モ惜ミ申ス處ハアリマセン。以與ル兵役ニ堪難キヲ以テ除隊ニナルハ如此特別ナル恩典ニ與ルハ私ノ身ニ取リテハ幸ヒ其御恵ミノ洪大ナルトテモ口テハ述フルコトカ出来マセンカ、只終身忘レサル様ニ心得テ居リシナラハ其萬一モ或ハ報セルコトト信シテ居リ

マス。諸君ヨ何卒如斯皇帝陛下ノ御心ヲ決シテ御忘レナク益々励ミテ公務ニ勉強セラレ、併セテ健康ヲ害セヌ様充分身体ヲ注意セラレ、私ノ如ク病氣ノ為メニ除隊ニナラス首尾能其満期迄ヲ御務ニナリテ精勤證書ヲ握リテ欣然トシテ除隊ニナリマス様、出来ルナラハ其上ニモ諸君カ皆皈休兵ニナリテ皈ラル様希ヒ望ミマス。終リニ望ミ尚ホ一言申上マスカ私ハ假令諸君ト御別レ申シテモ私ノ心ハ始終諸君ノ處ニアリマスカラ諸君カ其師團ヘ御皈リニナリマシテモ時々御便リヲシテ被下レハ私ノ満足此上モアリマセン。又私ヨリモ必ス手紙ヲ差シ上マスカラ何卒末長ク交際ヲシテ被下様ニ祈リマス。諸君御承知ノ通リ私ハ明日ハ諸君ト御別レ申サネハナラヌ次第テスカラ一寸一言述ヘテ御別れを告ケ結フニ皇帝陛下萬歳並ニ諸君ノ萬福ノ一庶ヲ以テス。私ハ一度モ演説シタコトハナシ。私ノ胞下種々考カアリマスカ到底充分御談ヤスクハ出来マセンカラ少シ思ヒ付コトヲ茲ニ書テ置キマシタカラ之ヲ読ミ之カラ少々御〇〇ヲ願イマス。

20　復家嚴

今朝御状ニ接シ郷家一斉無別状眞神ノ恩雨ニ沐浴セラルヽ由委曲領承莫大ノ安慰ト喜悦ヲ得候段、偏ニ主ノ御愛ミト直ニ本郷兄ト感謝仕候。少子及本郷定兄共夜ハ十一時就寝朝ハ五時若クハ五時半褥ヲ脱シ盥嗽ト水浴ヲ為シ聖書ヲ朗讀シ讃美ヲ歌ヒ祈禱ヲ捧ケ終テ朝食ヲ喫シ各其務ニ従事罷在候得共身体益健全ニ消光致居候間御安心被成下度候。

主ノ御導キニ由リ隔夜説教会御開キナサレ豫想外聽衆夥多ナル由只感謝ノ外無之候。主イエスキリストを信せよ。然らバ爾およひ爾ノ家族も救はるへし（徒十六。卅一）ト教ヘラレ候儀今之ヲ実際見ルコトヲ得タリ。少子ノ毎朝毎夜（在病院ノ時ヨリ今日迄）悃祈スル所ハ一日モ早ク一家ノ救ハル、コトニテアリシ。

21　二日の旅行

五月廿八日、余ハ例に依りて店頭ニ座し何かと余念もならさりし。午后零時、本所ノ義兄ヨリノハ書ヲ得タリ。曰ク、母公疾病ナリ。若シ歸省の見込ならは其前立寄りありたし。老母（本所ノ）の申候にて余ハ一読、痴ノ如ク芒然自失。爲ス所ヲ知ラサリシ。余カ肉体ハ動カサルモ心ハ既ニ郷里ニ向テ飛行セルナリ。肉体モ魂ト伴ハントスルモ、余ハ枉テ之ヲ駐メタリ。余カ家ハ愛兄本郷氏ト同居アリ成立ツ所ノ新家族ニシテ他ニハ一人モ居ヲ共ニセサルナク、氏ト余トハ形影ノ如ク又魚ト水ノ如ク而シテ一人外出スレハ一人留守居セネハナラヌナリ。氏ハ又職ヲ遞信省ニ奉スルヲ以テ、余ハ昼間ハ何時モ家ニ残リ居ルナリ。余カ眼ハ安息日ノ外何ヲモ視ルコト出

来ヌナリ。余ハ一週の間商業と雑事に齷齪して小天地ニ跼蹐し日曜毎に只一度新鮮の空気ヲ呼吸して会堂にて教を聴き而して身をも魂をも休むることを得ル如シ。余ハ此錯亂の場合に於テ惟神ニ祈求スルノ正当ナルヲ想ヒ出セリ。余カ手ハ膝頭ニ交叉セリ。閉目セリ。俯頭セリ。余ハ切ニ（涙ト共ニ）祈リヲ捧ケタリ。眼ヲ開ケハ胸懐愍然トシテ決心セリ。本郷氏歸家ヲ待テ図ルニ若カスト。待ツ其三時間余ノ光陰ハ実ニ遅々タルノ思アリシ。四時半氏歸レリ。即チ端書ヲ指示シテ之カ處置ヲ図ル。氏ハ直ニ余ニ謂ヘリ。車ヲ飛ハシテ歸省スヘシト。然レトモ余此日女學校ノ注文品ヲ納ネハナラヌヲ知ル。且郷里ヨリノ直接ノ報知ニアラサレハ此一大得意場ノ好意ヲ損センヲ憂ヒ（孝心薄キニ似タレトモ）本郷氏ニ例ニ依リ學校ニ到ランコトヲ乞フ。氏堅ク辞シテ機ヲ失センコトヲ告ク。余ハ即チ謂ヘリ。今直ニ歸省セントスルモ本所ニ立寄ラサルヘカラス。時ハ五時ナリ。到底終列車ノ間ニ合ハサルヘシ。故ニ明一番汽車ニ歸省セントスルノ目算ナレハ君ハ君ノ用ヲ辨シテ而ル后ハ本所ニ至リ一泊シ明旦發程セント議熟シ氏ハ學校ニ行ケリ。余ハ歸省ノ準備ニ彼是シテ五時氏ノ歸ルヤ否ヤ余ハ直ニ發セントセリ。氏ハ襲時ト言捨テ走リ去ヌ。余ノ為メニ土産ヲ調ヘ余ニ托シテ郷里ニ贈ラント。余ハ之ヲ謝スルノ遑ナク衣ヲ更テ別ヲ告ケ車ヲ傭フテ本所ニ至ル。歳老タル伯母ト愛ラシキ甥姪ハ待チツヽアリシト云フ顔色ニテ尚雄カト云フテ余ヲ迎ヘタリ。伯母ト義兄ト余ハ鼎座セリ。余ハ問ヘリ。母公ノ病気ハ如何ナル症状ナルヤ。其様躰ハ如何ト。伯母ハ詳敗知ラス（盖シ知ラサルナリ）。只食物喉ヲ下ラスト。此一句余カ愕キノ心火ニ又一束薪ヲ投センカ如ク、余カ眼ニ漲ルノ涙モ之ヲ消スニ閑ナカリシ。義兄ハ自己推定ヲ傳達シテ必ス左様重カラサルヘシトテ余ヲ慰籍セントセリ。余何レモ〇〇兼ネ伯母ノ言義兄ノ言一信一疑岐路ニ彷徨スルノ思アリキ。伯母ト義兄トハ明朝ノ手順ヲ指図シ郷里ノ傳言ヲモ余ニ言含メタリ。余其配慮ヲ謝シ明朝六時馬車ニテ發スルノ目途ニテ茶一盞ヲ啜リテ寝ニ就ク。

22　歸省ノ途次馬車評議

（略）

23　石山氏への書簡

石山君足下、貴兄ノ手書ヲ辱セシタリ。以來旬日余心ニ忘ルルニハアラネトモ貧乏暇ナク今日迄筆ヲ採ルノ機アラサリシ。否自ラ其機ヲ失ヒタルナリ。多罪シ御寛恕ヲ仰ク。時季黒帽去ヲ麦漸ク勢力ヲ得ンニトスルノ際、貴兄平素ノ〇生方ハ兄カ肉休ヲ安然ニ保維セラルヤ否ヤ弟亦眞神ノ守護ノ下ニ霊肉共ニ健全日々其業務ニ從事セ

リ。敢テ乞清慮ヲ勞セラレサランコトヲ。過般御問合ノ件ニ付有合セ見本送呈旁送レハセナカラ郵見ヲ陳迎致候。御承知ノ通り。

京都同志社学校長新島襄氏永眠小崎弘道氏（基督新聞主筆ニテ番町教会牧師）後任校長トシテ先日發表セラレ候。基督新聞ニハ（下谷教会牧師）（星野光多）当春皈朝ノ横井時雄（旧姓伊勢）両氏專ラ尽セラル、様ニ相成候故、星野氏發行ノ標準ハ基督新聞ニ合併致候。加藤覚氏ノ教義ハ植村正久氏ノ日本評論ト合併、是迄各紙個々ノ發刊雑誌モ面目一新シ、体裁等モ多小改候。近刊ノ基督新聞及ヒ福音回報等「何レカ優何何レカ劣因り生等ノ識別ニ到ラル、處ニ非ス」其記者ハ当代ノ名士識量見聞缺クル處ナカルヘシ。学理經歴完ツタカラン。而シテ各巨腕ヲ揮フテ思想ヲ吐ク。且又人人已々ノ好不好アリ。故ニ弟ハ兄ニ向ツテ此雑誌ヲ購読セヨトハ謂ハス。取捨ハ兄カ胸中ニ一任シテ可ナリ。弟ハ基督新聞ヲ好誦スルノ一人ナリ。弟ハ暇アル毎ニ若クハ序アル毎ニ数寄屋橋教会青年倶楽部ニ到リ一盞ノ普茗ト一枚ノ新誌且飲ミ且ツ誦スルハ弟排内鬱ノ一策ニ候。教理ニ関スル雑誌一雨毎ニ増加スルノ勢力アルヲ、六合、福音回報、基督新聞、眞理ノ鏡、又女性ニハ女学雑誌等、先ツ指ヲ屈スルノ價値アルモノト愚考致在候。最近發刊女学雑誌壹部、基督新聞壹葉、評論壹部、眞理ノ鏡壹部、六合雑誌壹部御送呈申上候。御採擇確定候ハヽ御通報次第何レヘナリトモ注文取次ヲ致候。過般ノ聖書ハ特別定價三円拾五銭ニ御座候。

24

札幌矯風会員諸氏に告く

私ハ本年六月下旬、東の都より当地へ罷越たるものです。未たまる三日になりませんのに、奔走に衣食するの身の上、或方に傭われて漸々糊口に窮し位ひの者況視察の余時なきに生来の不敏、中々当地の内情を知悉することは出来ませんが、当地にも矯風会か設けられてあると云ふを聞及ひました。然し何れの邊にに立てられてあるかわからねハ行くことも叶わす、又真念に尽力せらるゝは、男子か将に婦人か夫さへも知らず詮方なし。同し磐に建てられたる貴会に書を寄せて取次を願ひ聊か矯風会の諸兄姉に愚見を傳へたいと思ひます。

私は在京の頃、裸体美人の絵双紙店、頭より漸次葬らるゝを見て、心竊かに喜ひに堪へませんでした。然るに、來札過來版刻にあらさる裸体の（〇大幅の）活人画を再度公衆の目前に描出せらるゝを見て、私の先の喜ひハ悲しみに変じ当地の為め不覚涙を流しました。そハ外のことてはありません。浴場の一件てす。私か常に入浴する處は南一條の湯です。然るに奇怪な事とも何とも申様なきは男女混浴して毫も怪むの態なき有様です。こは

申迄もなく法律上嚴禁するところで、之を犯すは啻に政府の法律を蔑視するのみならず、之に因して幾多の弊害か不知不識の中に醸生せらるゝは必然のことです。然るに習慣とは言ひなから之に浴する老壯男女恬々して恥るの色なきハ、誠に眞に恐ろしき次第てはありませんか。最も誰しも混浴の不條理なるをは承知でせう。又決して快きことはないてせう。既に不條理なることを認識し不快を感しなから、当分之に甘して断変せんともせさるは如何なる譯か私には毫も解することか出来ません。私は信す。眞理の保證に因て堅く信す、混浴の悪弊を一洗するは、肢躰の垢を洗落すよりも易々たることなりしと。凡て社会の矯風事業即ち改革を実行するには、或は善后の次第に就て種々反對を試みるものもありませう。然し此混浴の如き之を廢せんとすれは、唯之を廢するのみ。決して善后の次第も何もいらぬことてす。如何に道徳地に墜つるのありとても、之に反對を試みるものいないてせう。否な出来ますまい。又、混浴するからとても、朝から晩迄混浴することはありますまい。私の見る所ては午后九時を過くれは、湯屋の番頭は（女湯客の座敷にいませす）女浴場を洗初める故、時遅く一浴して終日の労苦を醫せんとするの婦女は詮方なく羞を忍んて男子と同浴の不得止に出るのてせう。単に婦女のみならず、男なと爲めに如何程の一人愉快なるか言の下し様かありません。私は初め両三度混浴の不快に遭ひましてからは、九時過に行たことはありません。私に同感の人他に無いとも限りますまい。

私は更に警察の不行届を疑ひます。同しく是れ日本政府の法律に支配せらるゝ地で、社会の秩序を維持し殊更風俗に着目するの警察が何故に斯る犯則を忽視するのですか。或は未た之を知らないのてせうか。何故なれは知りて之を禁制せさるの理はないからです。北海の悪風を矯めるを以て自ら任する諸兄姉よ。混浴より及ほす弊害は実に鮮少てないことは、私か一々述立つることも及びますまい。嗚呼、敬愛する矯風会員諸氏は未た之を知らさるや。銭湯には行かれぬ上流社会のみなれは知らす。若し知らすとせは、諸氏は当道一この札幌にこの弊習あることを耳にせしを知〇〇か、或は之を聞しも実見せすとして之を信せられさるか。さらは、生は誠実に諸氏に忠告す。生は確に之を実見せり。啻に一浴場のみならす、当地二三の浴場に於て男女相對し相接し混浴するの不体裁を実見せり。之を嚴禁するは警察の特權てせうか。之に先ちて絶叫し其迷夢を挽破し今日迄悪習を掃蕩し、男女の區別を嚴にし、湯屋取締規則を実行し、混浴をして顧慮する所なからしむこと、抑も諸氏の責任ではありませんか。諸氏にして之を黙し附し去らは其天職を如何にせん。經る日同しく主の道を備へ其徑を直くせよと諸氏

請ふ之を思へ。

25　憶記録

余カ祖父

余カ何歳ナリシカ確トハ記へす或ハ三歳位なりしならん。祖父の隠居屋（離座敷を云ふ）の三畳に机に向ひて坐せるとき壹杯の番茶を捧けて持行きたる。アヽ能く持たて来たと一言賞められたり。余か心に祖父あるは此のみなりして、其年其月ハ忘れかゝれども澤山の人は余か家に群ひ居りし時、余は、余か傳たりしをちい（と思ふ）と庭の椽側にて一椀の赤飯（なりしと思ふ）と二本の箸を持ち且つ持たれたりしを記ゆるなり。これそ後に思ひ回らせバ祖父の歸らぬ旅の門出を送りしなりき。

余カ祖母

余ハ祖母に愛されたり。余は神楽を見て来ては其所作を覚へて余自ら祖母の前に之を演したり。祖母は之を見て嬉々として笑ひ居たり。其頃是なき亦慾なき動作の祖母を慰めたるおや。退屈の時は専ら大鼓を打ちて余を躍らしめることも度々なりき。祖母も病気になれり。〇〇のぢん屋の（揉医者）来ては腕を引延はし肩を揉みなとせしは余にも目に残るなり。病気は進み重くなりしならん。祖母は人に扶けられて起臥する様になれり。蒲團に乗りて擔かゝれて床を移す程になれり。離れの四畳半に寝た儘起きさる迄になれり。一日余は遊ひより歸り来れり。足を洗ふてもらって隠居に行けり。三畳に分家の主人の居るを見たり。余は格別不思議にも思わさりしが祖母ハ平臥して眼を閉ぢ膝を屈め両手を胸上に結ふを見たり。呼吸ハ已に絶へたりしなり。余は祖母の葬を送るに就ては何をも記憶せさるなり。只清屋〇の主爺がさるから銭を時きつゝ行くを見しのみなり。

余か稟性

余ハ幼児より賢い児なりとの評判を取れり。是れ分家子分のお世辞なりしならん。併し愚には非りしならん。余は背に負われて野外に遊ふとき傳りの為せし所業を歸りて母に訴へたることもありし。記憶も先つ強き方なりし。八九歳頃なりしならん敗正成の軍歌を暗誦して母より貳銭賞與せられたることかありし。小学の暗記も平均して第二流には下らさりしなり。余は然し物事に粗漏（チヨベッカ）なりしとて度々叱責せられたりし。又学事は随分嫌ひなる方なりし。

余か就学

余ハ学齢に為らさりし以前、既に僕（徳蔵）に負われ

つ村の小学に通ひ初めたり。余ハ字を習ふに非す、遊ふを習ふとせり。行けは学校は開校浅く其教授ハ寺の住持なりき。而してせううん（松雲?）坊ハ殊に余を愛して毎日菓子（重にに金米糖）を与ふるを例とせり。そハ余を愛して然るにハ非りし。余が父兄の甘心を得ん為かなりしなるべし。兎にも角にも余ハ朝は負れて行き又迎ひを待つてかへる誠に申分なき安楽生なりき。此送迎は一年有余なりしならん。学校に通ひ慣れ浅兄と共に自歩して通ふことになれり。然し性来の嫌ひハ依然嫌ひなりし。或時ハ又面白半分雪の積りたる中を父母の止むるも聴かす出かけ一二丁ならすして進退維きわまり泣き出せし故、長屋の爺翁に扶けられて漸く歸家することを得しことありし。或時ハ遊ひ兄なる太ェむさんに誘われ中途よりなかやに釣魚して其處にて弁当を喫して知らぬ振りして阪宅せしに忽ち發覺して豆大の灸を人指の屈節に印せられふることありし。余ハ然し一度も落第せしことは非りし。常に優等に昇級しつゝ進みたり。粕壁の大試験に浅兄より優等の賞を得たりとて非常に誇りしこともありし。

26 不倒翁

悔改ノ必要

頑童之ヲ投スルモ倒レサレナリ。驕児之ヲ蹴ルモ顚セサルナリ。一轉再輾シテ毫モ屈セス蹶然崛起スルモノハ彼ノ不倒翁ニ非スヤ。固是一個ノ玩弄具ノミ。而シテ寓意ノ轉深長ナナルヲ覚ユ。請フ余ヲシテ些シク所感ヲ述ヘシメヨ。〇吾人ノ前途ヲ望メバ妖雲漠々タリ。四方ノ光景ヲ顧ミレハ陰霧濛々タリ。此多事多端ノ時機ニ際シ身ヲ紛擾錯綜セル社會ニ處シ妖雲ヲ排シ陰霧ヲ扶テ神名ヲ〇〇シ（新日本ヲ建設シ）、旭光ヲ四海ニ衣被セシムルモノハ吾人青年ノ責任ナラスヤ。然リ吾人ハ重且ツ大ル責任ヲ擔フ。妄挙暴動ハ吾人ノ取ラサル所輕躁浮薄ハ吾人ノ擯クル所、因循踌躇シテ遊惰放逸ナルハ吾人ノ最モ嫌忌スル所ナリ。廿世紀ノ社会ハ活劇ノ社会ナリ。優勝劣敗ノ社会ナリ。吾人ハ詳思熟慮セサルヘカラズ。吾人ハ着実円滑ナラサルヘカラス。而シテ活發敏捷勇進敢徃ノ気慨ナカルヘカラサルナリ。

明治ノ日本ハ幾多ノ青年ヲ有ス。未来ノ相続者タル幾多ノ青年ヲ有ス。而シテ現時青年ノ状況ヲ鑒察シテ、吾人ハ至誠篤実ニシテ敬愛スヘキ快男子ナシトハ謂ハス。然レトモ復放縦ニシテ乱暴ナル躁士ノ多キヲ信ス。吾人ハ確乎不抜ニシテ伏仰スヘキ鐵腸児ナシトハ謂ハス。然レトモ又優柔不断ナル無腸漢ノ尠ナカサルヲ知ル。翻ツテ吾人ハ日本ノ全体ヲ凝視スルモ、正義公道ハ何レノ邊ニ在ルカヲ知ラス。而シテ邪曲悪慮ノ汎濫横溢スルヲ見

ル。上下相擠シ相駆ツテ不測ノ深淵ニ陥没セントスルヲ見聞シテ、其将来ヲ豫想スル毎ニ無限ノ感慨胸裡ニ来往シテ、三更夢安カラサルナリ。而シテ更ニ幾多ノ青年ノ小成ニ安シ安逸ニ流レ嬌奢ニ陥リ遠大ノ志気ヲ失ヒ、目前ノ小利ニ汲々トシテ前途ノ如何ヲ顧ミサルカ如キ、実ニ不甲斐ナキ挙動ヲ熟思スルトキハ、夜半鶏鳴ヲ聞キ奮起スルノ祖逖ヲ学ハサルヲ得サルナリ。

吾人ハ第二ノ改革者ナリ。須ク進取ノ気象ニ富マサルヘカラス、虎奮龍騰ノ勇ナカルヘカラス。百難ニ忍ヒ千艱ニ耐ヘ名誉ノ奴隷トナラス金力ノ為メニ腰骨ヲ屈セス、自尊自重高潔ニシテ至誠ナル義膽ナカルヘカラズ。任シテ貧民ノ友トナリ進ンテ孤独ノ慰籍者トナリ、博愛ニシテ義俠ナル萬挫不撓ノ精神ナカルヘカラサルナリ。

冨者ハ益冨シテ貧者ハ益貧ス

此精神義膽コソ蜻蛉州裡ノ生命ナリ、元気ナリ、精神ナリ。

ポーロ曰ク、我儕四方ヨリ患難ヲ受レトモ窮セス、詮方尽レトモ望ヲ失ハス、迫害ラルレトモ棄ラレス。跌倒サルレトモ亡ヒス、ト。ポーロノ絶世ノ事業ハ此一語ノ解釋ニ過サルナリ。不幸ノ為メニ轗壈スルハ其心膽豆大ノ小人ノミ、困難ヲ經テ愈々益々壮ナルハ豪傑ノ士ナリ。滔々タル天下幾多ノ青年ヨ、一敗半蹉又起ツ能ハサルノ青年ヨ、汝ノ手中ニ皈スル将来ノ日本ヲ思フテ其精神元気ヲ發揚セヨ。汝カ雙肩ノ責任ヲ覚ヘテ○勉努力セヨ。而シ汝ノ天職ヲ完セヨ。

27　再ヒ不倒翁ニ就テ

（略）

28　壱銭会設立ノ趣意

明治廿四年九月廿五日発兌ノ基督教新聞ニ附録壱葉アリ。岡山孤児院ノ八月中収支ノ報告ヲ載ス中ニ、美作国大庭郡久世村ノ人宮崎兵吉郎氏ノ金五拾銭ヲ寄送セルアリ。編者之レカ為メニ附記シテ曰ク、此金五拾銭ハ同氏ガ孤児ヲ思フノ衷情ヨリ毎日金貳厘宛ヲ竹筒ニ入レ置キ積リシモノヲ恵送セラレシモノナリト。不肖尚雄之ヲ読ミ宮崎氏ノ孤児ヲ思フノ厚キニ感シ、熱心倦マサルニ感ス。而シテ自ラノ有様ヲ省ミテ心中慚愧ニ堪ヘサルモノアリ。故ニ力ヲ奮ヒ財ヲ傾ケテ孤児院ノ為メニ尽サントスレトモ如何セン。奔走ニ衣食スルノ身固ヨリ餘裕ノ存スルモノモナク、毎月ノ収金僅カニ糊口ニ供スルニ過キス。激スル所ナキニ非スト雖モ其志ヲ逐ケラレサルヲ遺憾トス。因テ止ムヲ得ス、之ヲ主ニアル博愛ノ兄弟姉妹ニ告テ其賛助ヲ仰ク所以ナリ。

世間憐ムヘキモノ誠ニ多シ。然レトモ父母ナク兄弟ナク親戚故旧ノ憑ルヘキナク、高天厚地ニ俯仰スルモ、孤

影茕々タル孤児ホド憐ムヘキモノハ実ニ多カラサルナリ。彼等ハ寒暑ニ堪ユルノ服アルニ非ス、饑腸ニ充ツルノ食アルニ非ス、彼等幼児ハ未タ西ト東トヲ辨知セサルノ頑童ナリ。

29、自殺

（略）

30　陰徳陽報

前橋で住吉屋と申せバ誰知らぬものなき有名い宿屋でございまして其老主人ハ壮年の頃より義侠肌の人で此老人の助けを受くことある人ハ数多くあるそうです。先年、海老名さんから洗礼を受て基督の僕となりましてからハ、神の愛に励まされて一層義侠気も強くなり、主の愛を実行することに熱心でございます。此老人に就ては感すへき話が澤山ありますが、其内の一ツ二ツを記載せませう。当時、店の者を数へますれハ、男、婢でハ拾五六人の上てすが、此内で四人の女中ハ此世で頼りなきものです。何故なれハ彼等には父母も兄弟も親戚もありません。真正の孤児です。是等ハ皆六七歳から十一二歳の時に捨られしものてすが、今は皆立派な一人前の女中になりて忠実〳〵敷働いて居ります。若し捨られた切なら如何したか知れませんが、今は此店に働いて老人からは娘の様に可愛られて居ります。

此住吉屋へ泊る客の数を他に比較へますと、毎月大概一等てあるそうてすが、其原因を能く考へますと神の攝理は実に不思議でございます。

一昨年の夏頃、当地に六七歳の小女が両手で小箱を荷ひなから少々駄菓子を賣ッて歩行て居ましたが、住吉屋へ参ッてハ種々の残り物なそを貰ひなそして居ましたが、或日老人が少女の身の上を聞ますと、母ハ先年死亡して、父ハ跛者てすから別段の内職も出来ず、少女の賣上けと近隣の厚情を頼みとして、親子が詑しく曲輪町の片邊りに僅かに雨をも凌けぬ位の借家に住んて居るとの世にも不幸なる身の上話に、義侠の老人ハ捨て置れす早速米やら衣類を恵んでやり夫れからハ時々見舞ッてハ何かと仕送ッて居ましたが（以下記載なし……宇都記）

（1）①本資料復刻にあたっては、句読点を付し、「はコトあるいはこと、片はトキあるいはとき、ヒはトモあるいはとも、舛はマスあるいはます、子はネあるいはねと書き改めた。

②見え消しで重要と思われるところは〔　〕で囲んで記した。